# 品川区環境計画

平成15年8月

品川区

# はじめに

「環境の世紀」といわれる２１世紀を迎え、私たちは将来の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいかなければなりません。

今日における環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という現代の社会経済システムに起因するものであり、都市生活型公害や地球規模の問題を引き起こしています。

私たちは、未来の地球に大きな影響をもたらす今日の環境問題を全人類の課題としてとらえ、すべての人々が自らの問題として環境に配慮した生活や行動に取り組むことが求められています。

品川区はこのたび、２１世紀の環境施策を示す「品川区環境計画」を策定いたしました。

本計画は、品川区基本構想における「平和で活力ある緑ゆたかな住みよいまち」を基本理念として、かけがえのない地球を大切にし、水や緑ゆたかなうるおいのまち、そして資源とエネルギー循環型社会等の実現をめざし、積極的に環境問題の解決に取り組むものであります。

今後、この計画の実現に向け推進体制を整備し、区民、事業者、区がそれぞれの立場から積極的に連携を深め、取り組むことにより「環境と共生するまち　しながわ」の実現に努めてまいりたいと思います。

環境との共生をめざし確かな未来への道を拓くため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計画の策定にあたり、熱心にご検討いただきました計画策定懇談会委員の皆様、また、ご意見を頂きました区民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成15年8月

品川区長　　髙橋　久二

# 目　次

**計画編**

Ⅰ　計画の基本的事項……1
Ⅰ－１　計画策定の背景と意義……2
Ⅰ－２　計画の位置付け……3
Ⅰ－３　計画の目的……4
Ⅰ－４　計画の役割……4
Ⅰ－５　計画の推進主体……5
Ⅰ－６　計画の対象範囲……6
Ⅰ－７　計画の期間……7
Ⅰ－８　計画の構成……7

Ⅱ　環境の現状と課題……9
Ⅱ－１　品川区の概要……10
Ⅱ－２　地球環境……12
Ⅱ－３　自然環境……15
Ⅱ－４　生活環境……18
Ⅱ－５　快適環境……21
Ⅱ－６　環境活動……23

Ⅲ　計画の目標……27
Ⅲ－１　めざす環境像……28
Ⅲ－２　基本目標……29

Ⅳ　目標の実現に向けた施策……31
Ⅳ－１　施策の体系図……32
Ⅳ－２　目標に向けた施策……34
Ⅳ－３　重点的取り組み……59

**計画の推進編**

Ⅴ　計画の推進に向けての体制・管理……61
Ⅴ－１　推進体制……62
Ⅴ－２　計画の進行管理……63

**行動編**

Ⅵ　各主体の行動……65
Ⅵ－１　各主体の役割……66
Ⅵ－２　環境行動指針……68

**資料編**……85

注）文中の「※」印を付した語は、資料編「用語集」（97～100 ページに解説があります。

## まめ知識　目次


グリーンコンシューマーとは……25
「新エネルギー」と「省エネルギー」の違い……36
食べ残しがこんなに・・・……38
品川区にある樹木……41
「電気自動車」と「ソーラーカー」の違い……47
リサイクルショップ「リボン」……53
品川区のエコクリーン店……55
家庭で消費している エネルギーの用途……68
省エネルギー講座……69
家庭ごみの中身……70
品川区の主なごみ・資源分別……71
環境ラベルいろいろ……72
緑の効果……74
身近な自然にふれあえる主な区立公園……75
騒音の目安……77
魚が住める水質にするために……77
自動車の上手な使い方……78
環境共生住宅……79
ノーレジ袋運動、ペットボトル・空き缶の回収機……82
区立小学校での環境学習……83

# Ⅰ 計画の基本的事項

本章では、品川区環境計画の基本的な事項を定めます。

Ⅰ－1　計画策定の背景と意義
Ⅰ－2　計画の位置付け
Ⅰ－3　計画の目的
Ⅰ－4　計画の役割
Ⅰ－5　計画の推進主体
Ⅰ－6　計画の対象範囲
Ⅰ－7　計画の期間
Ⅰ－8　計画の構成

# Ⅰ－１　計画策定の背景と意義

今日の環境問題は、自動車の増加にともなう大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁といった身近な問題から、地球温暖化の進行、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模に至る問題となっています。

さらに、化学物質の使用による土壌・地下水汚染も顕在化するなど多岐に渡り深刻化しています。

この様に複合的に多くの要素が絡み合う今日の環境問題には、環境そのものを総合的に捉える必要があります。また、問題の多くは今日の日常的な社会経済活動、ライフスタイルから生じており、その解決には日常生活、事業活動のあり方そのものを環境への負荷の少ないものに変えていく必要が強く求められています。

区では、今日の環境問題を第三次長期基本計画で重要施策に位置付け、平成13年には区が率先して、国際規格であるＩＳＯ１４００１※を認証取得するとともに、平成 14 年にはノーレジ袋運動※をはじめ庁舎・学校の屋上緑化や民間への緑化助成などのさまざまな施策展開を図っています。

しかしながら前述の通り、今日の環境問題の解決にあたっては、区民・事業者・区など社会を構成する総ての人々が一致協力し、かつ主体的に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、長期的な視点に立って、総合的・計画的に進める必要があるため、品川区環境計画を策定することとしました（以下「本計画」といいます）。この計画を礎として、区民・事業者などとともに協働して良好な地球環境を次世代に引き継いでいきます。

# Ⅰ－2　計画の位置付け

本計画は、第三次品川区長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための中心的役割に位置付けます。

＜　計画の位置付け　＞

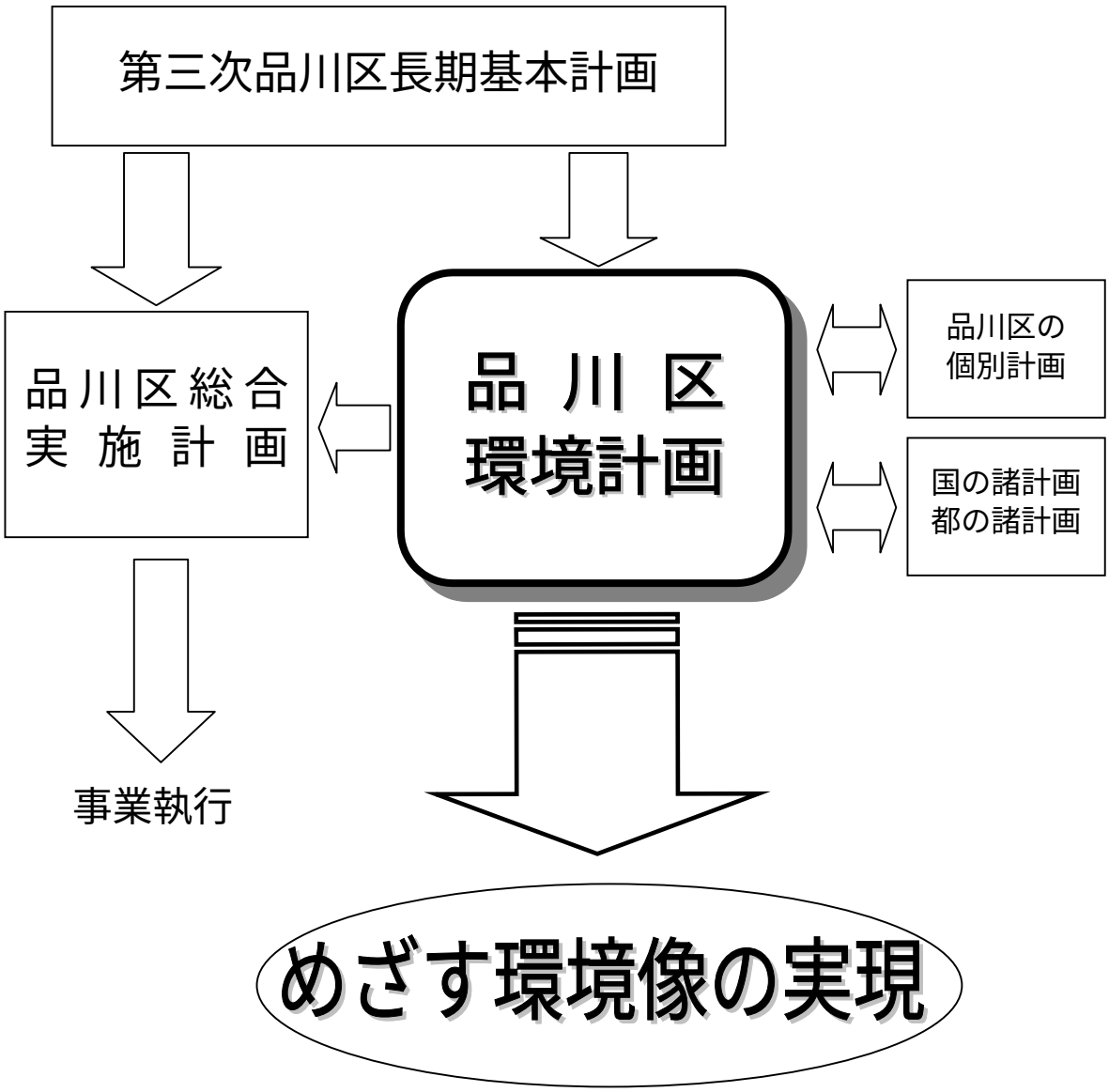

# Ⅰ－３　計画の目的

次の世代へ良好な環境を引き継いでいくためには、総ての人々が、ライフスタイルを見直し、具体的な行動を起こすことが求められています。
本計画は、区民・事業者・区が果たす役割を明確にし、協働※して環境保全への取り組みを進めていくことを目的とします。

# Ⅰ－４　計画の役割

本計画は、以下の 3 つの役割を担います。

**● 品川区の「めざす環境像」を共有します**

区民・事業者・区は、環境の現状と課題を認識したうえで、将来の環境のあるべき姿である「めざす環境像」を共有します。

**● 「めざす環境像」の実現に向けた施策の方向を示します**

めざす環境像の実現に向けた施策の方向と推進体制などを示します。

**● 区民・事業者・区の役割分担を示します**

区民・事業者・区のそれぞれが自主的に行動し、お互いに協力するための役割分担と具体的行動のあり方を示します。

# Ⅰ－５　計画の推進主体

本計画の推進主体は、区民・事業者・区とし、それぞれの立場・役割に応じて自主的かつ積極的に行動するとともに、互いに協働し、計画を推進していきます。

## ＜　計画の推進主体とその役割　＞

- 区民は、環境保全について関心を高め、大量消費型から資源循環型のライフスタイルへの転換に努めます。
- 区民は、良好な環境を保つことに配慮・実践するとともに、事業者や区などが実施する環境保全活動に、積極的に参加・協力します。

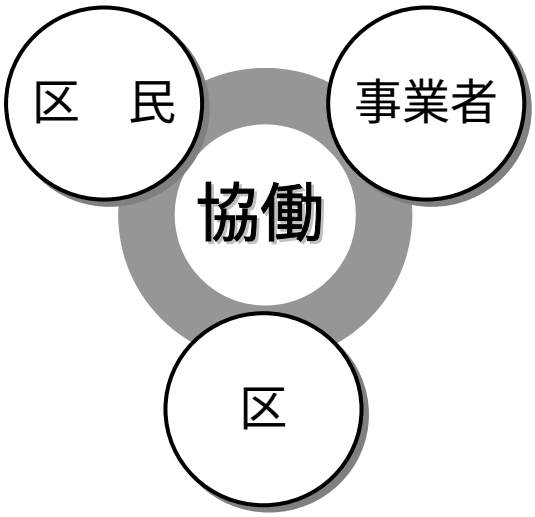


- 事業者は、事業活動によって環境に負荷を与えることに対し、最大限の努力をもって、その低減に努めます。
- 事業者は、区民や区などが実施する環境保全活動に、積極的に参加・協力します。

- 区は、区民が健康で文化的な生活を営めるよう、諸施策を通じて環境保全に努め啓発を図ります。
- 区は、環境保全のため率先的に行動します。

# Ⅰ－６　計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下の図の通りです。
なお、環境保全において区民・事業者・区の各主体の行動が重要であることを考慮して、環境活動を含めます。

＜　対象とする環境の範囲　＞

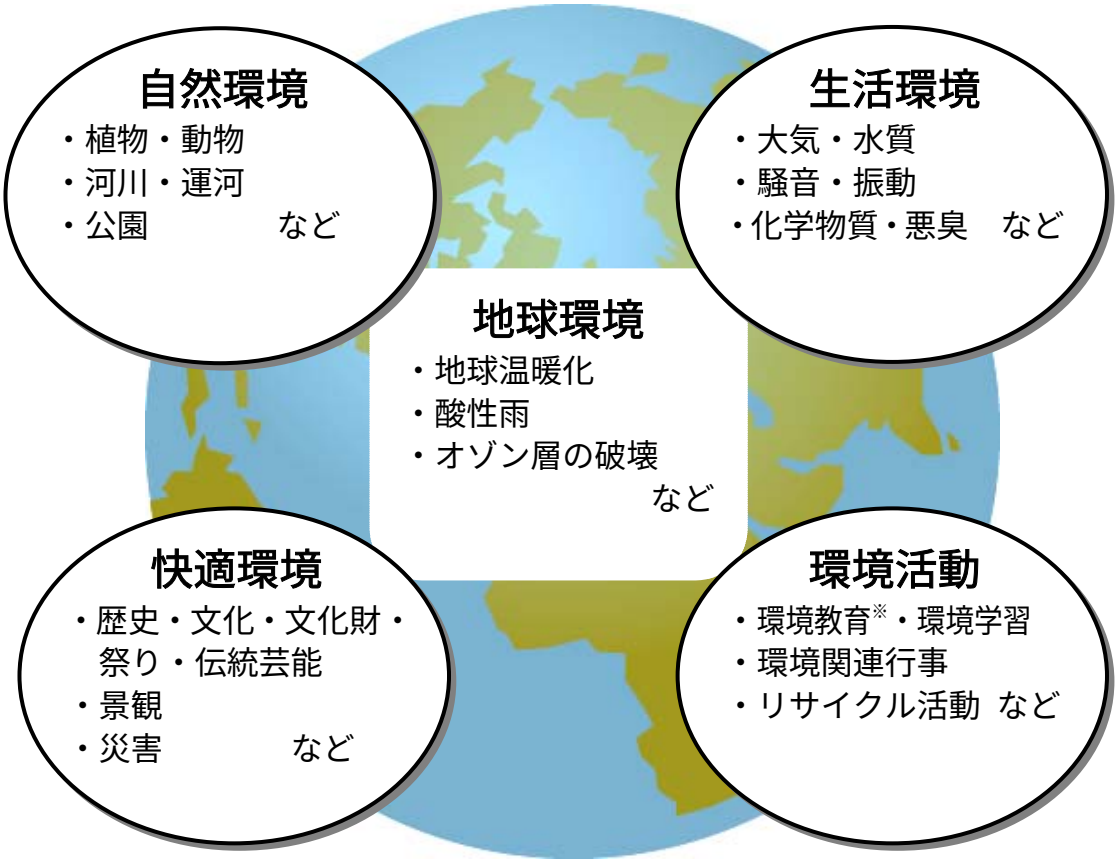

# Ⅰ－７　計画の期間

本計画の期間は、平成 15 年度～平成 24 年度の 10 年間とします。
また、社会経済情勢の変動に対応するため、必要な時にはその都度見直しを行います。

# Ⅰ－８　計画の構成

本計画は、「計画編」「計画の推進編」「行動編」の 3 編から構成されています。
「計画編」は、環境の現状と課題を明らかにした上で、計画の目標を掲げ、その目標の達成に向けた施策を示します。
「計画の推進編」は、計画を推進するにあたっての推進体制や進行管理を示します。
「行動編」は、本計画を実行するにあたってのそれぞれ主体ごとの具体的取り組みを示します。

## ＜　計画編　＞

**Ⅰ　計画の基本的事項**
本章では、本計画の基本的な事項である計画の目的、計画の役割、計画の対象範囲などを示します。

**Ⅱ　環境の現状と課題**
本章では、区の環境の現状を把握し、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境、環境活動における課題を明らかにします。

**Ⅲ　計画の目標**
本章では、区民・事業者・区に共通する長期目標としてめざす環境像を掲げます。さらに、めざす環境像の実現に向けて、より具体的な 5 つの基本目標を設定します。

**Ⅳ 目標の実現に向けた施策**
本章では、基本目標の達成に向けて、具体的な施策を明らかにします。また、区民・事業者・区の役割を明確に示します。

## ＜　計画の推進編　＞

**Ⅴ　計画の推進に向けての体制・管理**

本章では、本計画の推進体制や進行管理を示します。

## ＜　行動編　＞

**Ⅵ　各主体の行動**

本計画を実行するにあたって、区民・事業者・区の取り組み・役割など具体的な行動内容を示します。

# II 環境の現状と課題

本章では、品川区の環境の現状を把握し、地球環境・自然環境・生活環境・快適環境・環境活動における課題を明らかにします。

II－1　品川区の概要
II－2　地球環境
II－3　自然環境
II－4　生活環境
II－5　快適環境
II－6　環境活動

# Ⅱ－１　品川区の概要

## 現　状

### １　位　置

品川区は、東京都の南東部に位置し、東に東京湾、西に富士山を望むことができます。

北は港区や渋谷区、西は目黒区、南は大田区、そして臨海部の東は江東区と隣接しています。

### ２　地　形

品川区の地形は、武蔵野台地の東南部の一部と、その東側に位置する低地・埋立地で構成されます。

武蔵野台地は目黒川をはさんで、芝白金台と荏原目黒台に二分されます。また、立会川によって、荏原目黒台の一部が目黒台と荏原台にわかれています。

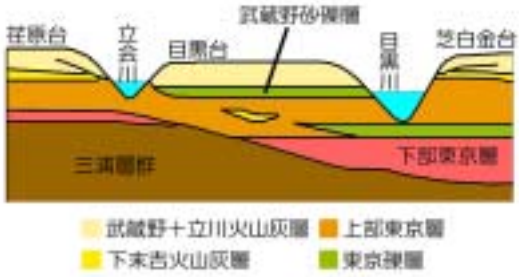


資料：品川区ホームページ

図．地形断面図

### ３　土地利用

品川区の総面積は 22.72km$^2$ であり、東京都の約 1/100 を占めています。

現在の土地利用は、大半が住宅や工場、商店が密集した住工商混在型市街地で、住居系（73.4％）、工業系（21.5％）、商業系（5.1％）となっています。

23 区と比較すると、品川区の土地利用は、工業系の土地利用の割合がやや高くなっています。

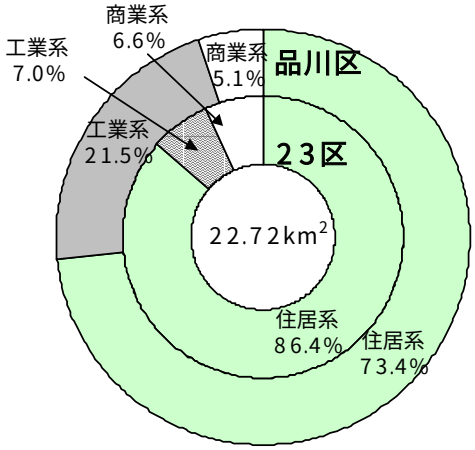


資料：第三次品川区長期基本計画

図．地目別の土地利用

## 4　人口・世帯数

ピーク時 40 万人を超えていた人口は、平成９年度には 31 万 5 千人台に減少し、平成 10 年度から再び増加傾向に転じています。

世帯数も増加傾向であるものの、一世帯当たりの人数は減少し、少子・高齢化が進行しています。

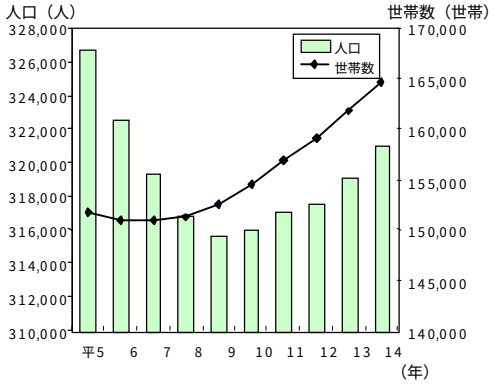


資料：品川区の統計　２００２

図．人口および世帯数の移り変わり

## 5　産　業

品川区の産業は、商業と工業に大別され、主に卸売・小売業、飲食業、サービス業、製造業といった業種で構成されています。

傾向としては、製造業が減少しサービス業が増加しています。

商業については、住工混在地を背景に近隣型商店街が発展してきました。最近では、大崎地区、天王洲地区および東品川四丁目地区に大規模再開発事業による大きな商業施設がみられます。

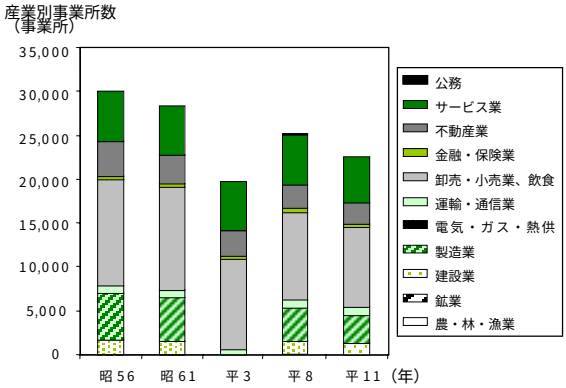


資料：品川区の統計　２００２

図．品川区における産業別事業所数

## 6　交通網

幹線道路網は、第一、第二京浜国道と山手通り、中原街道が整備されています。

生活道路は、まだ多くの地域で幅員が 4m 未満の道路も存在しています。

鉄道網は、南北・東西方向とともに充実しており、特に内陸部では、どの場所からもおおむね徒歩 15 分以内で駅に到達します。

バス路線は、主要な幹線道路を中心に整備されています。

資料：品川区勢概要

図．交通網

# Ⅱ－２　地球環境

## 現　状

### １　地球環境問題の顕在化

【地球温暖化】

利便性や効率を優先した今日の社会経済活動は、大量の資源・エネルギーを消費しています。こうした活動にともなって発生する二酸化炭素（$CO_2$）やメタンなどの温室効果ガス※の増加によって、地球の平均気温は、100 年後に、最大 5.8℃も上昇すると予測されています。

さらに、地球温暖化によって、気候変動・海面上昇や生態系・食糧生産などへの広範な影響が危惧されています。

1997 年 12 月の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議が京都で開催され、先進国における温室効果ガスの排出量削減などを定めた「京都議定書※」が採択されました。

この京都議定書が発効すれば、日本は 1990 年（基準年）比、2008 年から 2012 年の第一約束期間に６％の温室効果ガスの削減を達成する義務が生じます。

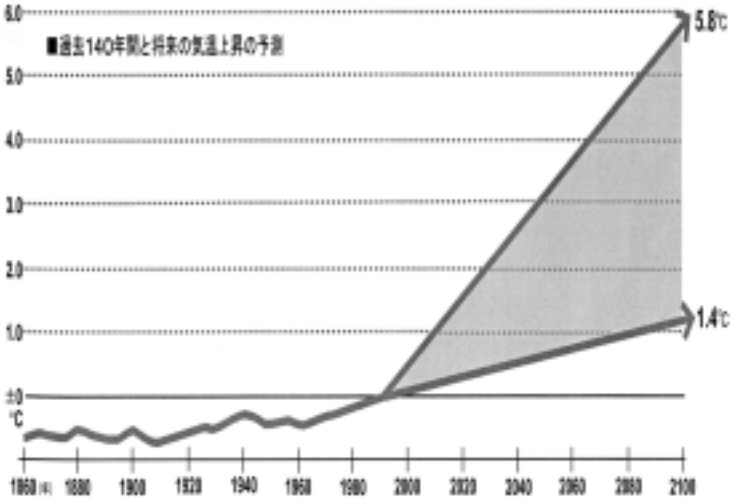


資料：地球温暖化を考える（環境省地球環境局）

図．過去 140 年間と将来の気温上昇の予測

【酸性雨】

経済の成長やライフスタイルの変化にともない、石油や石炭などの燃焼によって発生する硫黄酸化物※や窒素酸化物※を取り込んで生じる酸性の強い雨や霧などが、樹木を枯らしたり、人の健康に影響を与え、心配されています。

【オゾン層の破壊】

クーラーや冷蔵庫の冷媒として使われているフロンガス※などのオゾン層破壊物質が大気中に放出され、太陽からの有害紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っているオゾン層を破壊しています。その結果有害な紫外線が地表に到達して、人の健康や生態系に悪影響をおよぼすことが懸念されています。

## 2　ヒートアイランド現象の進行

都市部の気温が、都市化の進行にともなう緑の減少、地表面被覆の変化、建築物や自動車から出る人工排熱の増大などによって、周辺より高温になる現象をヒートアイランド現象※といいます。この現象により、熱帯夜の増加・熱中症・集中豪雨などの問題が顕在化しています。

東京都では、この現象を緩和するために密接なつながりのある地球温暖化防止対策と合わせ、街区・建築物の被覆対策、人工排熱の抑制などのヒートアイランド対策を講じています。

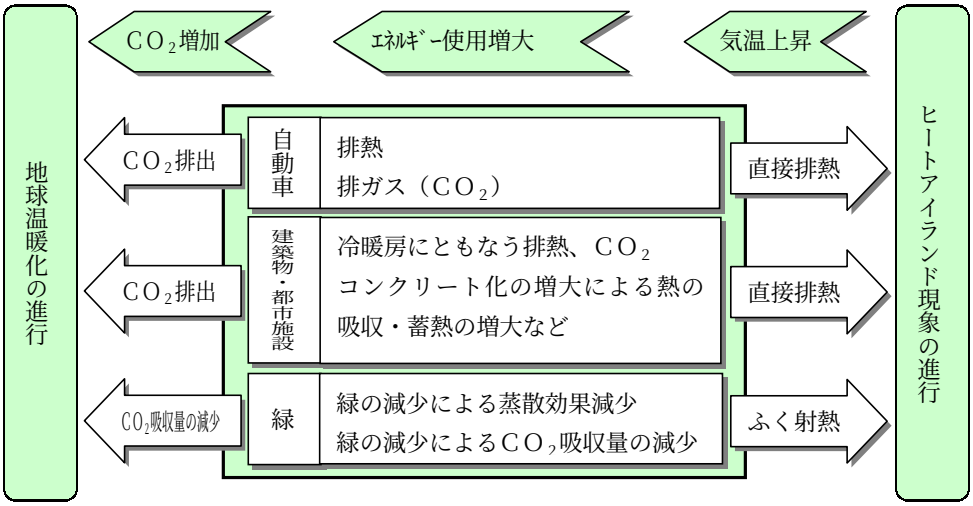


資料：都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針（東京都）

図．都市における地球温暖化・ヒートアイランド現象のメカニズム

## 3　廃棄物・リサイクル対策の現況

資源の消費は、大量のごみを発生させることになります。

品川区では、平成 12 年度に清掃事業が東京都から区へ移管され、区が基礎的自治体として、資源・ごみの収集・運搬を実施しています。

品川区が収集しているごみの収集量（可燃＋不燃＋粗大）は、年々減少する傾向にあります。内訳をみると、可燃ごみが７６％、不燃ごみが２２％、粗大ごみが 2%（平成１３年度）となっています。しかし、事業系ごみについては、増加傾向です。

ごみの排出は、減少傾向にありますが、これはリサイクルが進んだことによるものであり、資源回収量をあわせると、その量は微増しています。

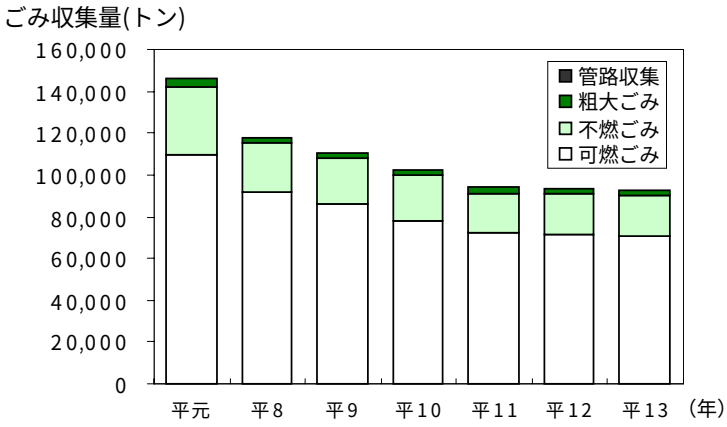


資料：品川区

図．品川区のごみ収集量などの推移

## 4　地球環境問題に対する区民の関心

さまざまな環境問題の中でも、「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「地球規模の森林減少」といった地球環境問題に対する区民の関心が高まっています。

中でも地球温暖化については、７割以上の区民が関心を寄せています。

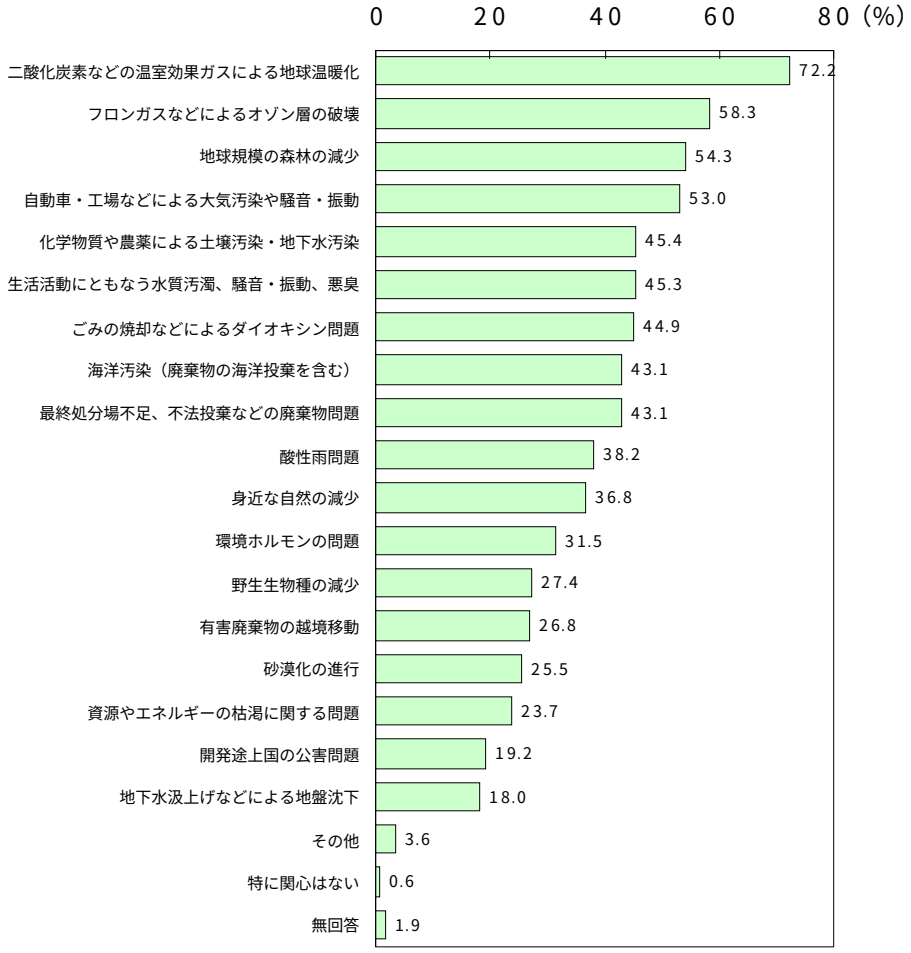


資料：平成１４年環境意識調査

図．関心のある環境問題

## 課　題

① 地球温暖化防止のため、環境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮した事業活動に変えていくことが必要です
② 省エネルギー対策を講じたり、自然エネルギーの普及が必要です
③ ヒートアイランド現象の対策として緑地の確保、屋上緑化などが必要です
④ ごみの総量を減らすため、ごみの排出抑制・ごみの分別やリサイクル活動のより一層の推進が必要です

# Ⅱ－３　自然環境

## 現　状

### １　区内の樹木・野鳥・動植物

区内の自然環境は、都市化の進行にともない、公園や社寺林、水辺、庭先などの限られた空間にしか残されていません。

【樹木】
区内で直径 40cm 以上の樹木は、サクラやケヤキ、スダジイなどが多くなっています。

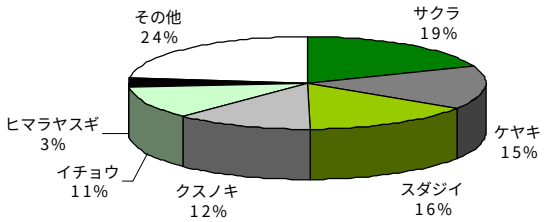


胸高直径 40cm 以上の樹木＝5,501 本（平成 14 年度）

資料：平成 14 年自然環境調査

図．品川区の樹木

【野鳥】
公園や庭先などで野鳥がよく見られます。また、水辺にも飛来しています。

表．区内で見られる主な野鳥

| | |
|---|---|
| 区内で繁殖が確認できた鳥 | ドバト、スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、オナガ、コゲラ、キジバト、カワラヒワ、ワカケホンセイインコ |
| 水辺の鳥 | カルガモ、ユリカモメ |

資料：平成 14 年自然環境調査

【注目すべき動植物】
区内で見られた種として、希少となっている主な動植物（注目すべき動植物）は、次表に示すとおりです。

表．注目すべき動植物（主なもの）

| 種名 | | 確認場所 |
|---|---|---|
| 植物 | ホラシノブ | しながわ区民公園 |
| | ホソバカナワラビ | しながわ区民公園、戸越公園、池田山公園、大井埠頭中央海浜公園 |
| | キハギ | 林試の森公園 |
| | コウホネ | 池田山公園 |
| 野鳥 | ダイサギ | しながわ区民公園、池田山公園、林試の森公園、子供の森公園 |
| | ウグイス | しながわ区民公園、林試の森公園 |
| | カワセミ | しながわ区民公園 |
| 小動物 | スッポン | 林試の森公園、戸越公園 |
| | クサガメ | 池田山公園、林試の森公園、戸越公園 |
| | ヒバカリ | 戸越公園 |
| 昆虫類 | クロスジギンヤンマ | 林試の森公園 |
| | ショウジョウトンボ | 戸越公園 |
| | ハネナシコロギス | 池田山公園 |

資料：平成 14 年自然環境調査

## 2　公園の状況

品川区の公園は、年々整備が進んでいますが、大規模な公園が区東部に偏在しています。平成 14 年現在、公園設置数は 219 か所、公園総面積は約 1.25 k㎡で、一人あたりの公園面積は、3.89 ㎡となっています。なお、平成 16 年度には、荏原地区（区役所前）に 2.1ha の公園がオープンする予定です。

公園は、私たちに憩いと安らぎの場を提供してくれるとともに、生きものたちの生育・生息空間としても機能しています。

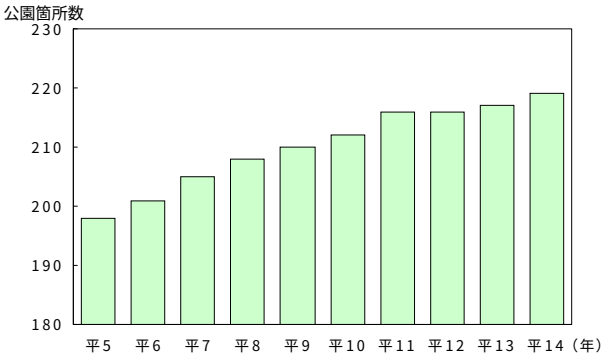


資料：しながわの公園

図．品川区の公園設置数

林試の森公園やしながわ区民公園などのように、樹林面積が大きく、植物の種類が多いほど、そこで見かける野鳥の種類も多くなる傾向があります。

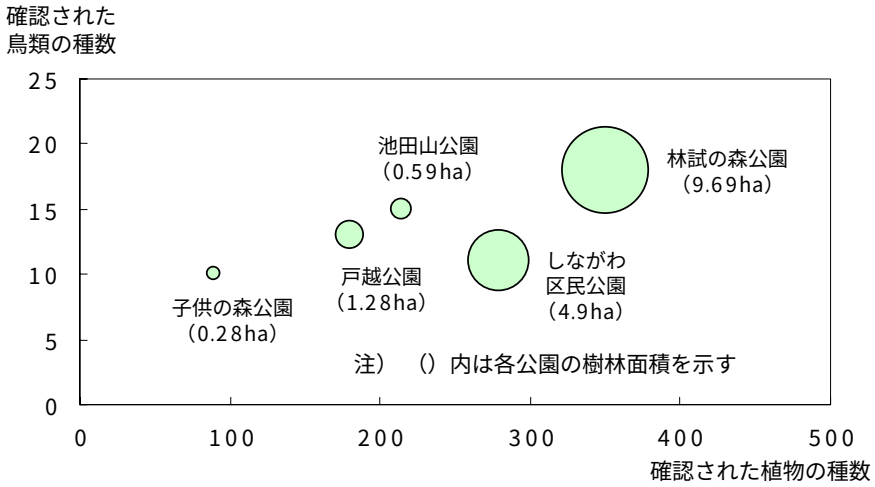


資料：平成 14 年自然環境調査

図．公園での植物種数、鳥類種数の関係

## 3　水辺環境

品川区は、目黒川・立会川などの河川、京浜運河・勝島運河・天王洲運河などの運河、さらに東京湾に接しています。

しかし、このような水辺空間は、産業・埠頭機能に特化しているため、区民が直接水に親しめるような空間は少ないのが現状です。

## 4　緑に対する区民の要望

平成 6 年に「品川区みどりの条例」を制定して緑化推進に努めた結果、平成 11 年度で、緑被率※は 12%にまで増加しました。このことは、5 年間で約 24.5ha の緑被地面積の増加（林試の森公園の約 3.8 倍）に相当します。

区民は、道路や公園、川といった公共の場はもちろん、オフィスや学校、庭などの身近なところに、緑の創出を求めています。

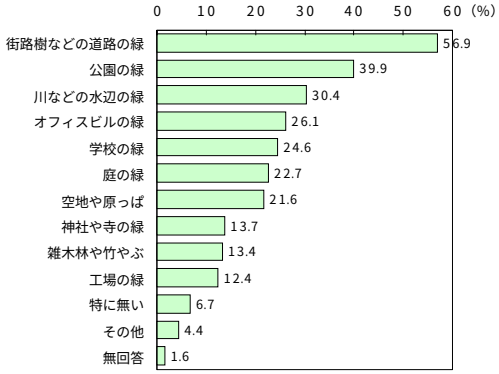


資料：平成 14 年環境意識調査

図．もっとあればよいと思う緑

## 課　題

① 区内で身近な自然に親しむためには、自然と接する機会を確保するとともに、より一層の緑の創出が必要です
② 動植物を保全するために、生息・生育空間の創出が必要です
③ 河川・運河・東京湾などの水辺を、人々が憩えるような場所として整備することが必要です
④ 自然とのふれあいや水と親しめる空間としても機能する公園を荏原地域に確保するなど、地域格差の解消が必要です

（五反田公園）

# Ⅱ－４　生活環境

## 現　状

### １　公害苦情の状況

公害に関する苦情は、区民の生活に密着した環境問題について寄せられ、その適切な処理が地域の生活環境の保全や紛争の未然防止のために極めて重要です。

公害苦情件数は、近年横ばいで推移しています。

平成 13 年度では、195 件の苦情が寄せられ、日常生活や近隣関係、建設作業に関するものがほとんどでした。現象別に見ると、騒音が最も多く 43%で、悪臭 16%、振動 15%と続きます。

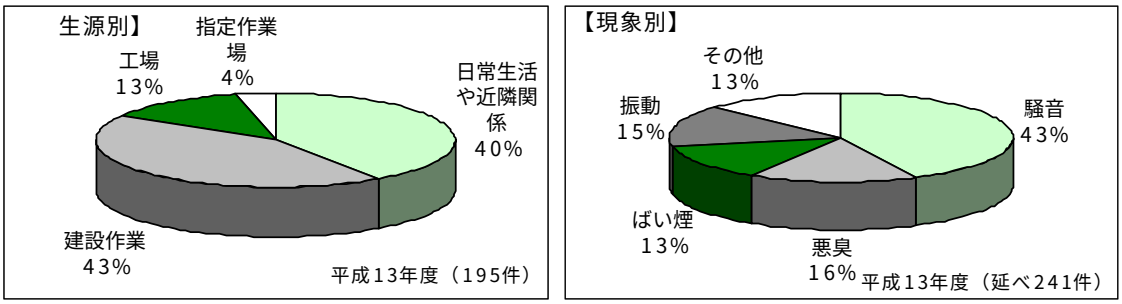


資料：しながわの環境と清掃・リサイクル（平成 14 年度版）

図．公害苦情件数（平成 13 年度）

### ２　大気汚染・悪臭の状況

大気汚染には、石油や石炭などの化石燃料を燃やすことにより発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質などのほか、化学物質の使用にともなう有害大気汚染物質があります。濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育にも悪影響を及ぼします。

品川区の大気汚染の原因は、工場・事業所などの固定発生源※からの排出が約３割、自動車などの移動発生源が約７割で、特にディーゼル車の排出ガスが大きな問題となっています。

二酸化窒素（$NO_2$）および浮遊粒子状物質（SPM）※による大気汚染は、近年改善されつつありますが、幹線道路周辺では窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が環境基準を達成していません。

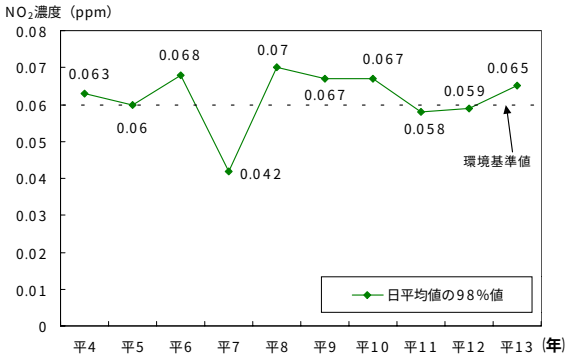


資料：しながわの環境と清掃・リサイクル（平成 14 年度版）

図．八潮小学校における二酸化窒素（$NO_2$）の経年変化

なお、悪臭については、有機溶剤などを使用する工場、事業所の事業活動や店舗の営業活動などが発生原因としてあげられます。

## 3　騒音・振動の状況

区内には、第一京浜国道や第二京浜道をはじめとして、多くの幹線道路があることから、自動車の騒音・振動が生活環境に大きな影響を及ぼしています。

品川区では、幹線道路において自動車騒音・振動の測定を実施しています。

平成 13 年度の自動車騒音は、騒音規制法※による要請限度（昼間 75、夜間 70）を超過した地点が、夜間において３地点あり、高いレベルを示しています。

また、品川区は、東京国際空港が隣接しているために、航空機騒音による影響がありますが、環境基準を満たしています。このほか、新幹線や在来線などによる騒音・振動による影響もあります。

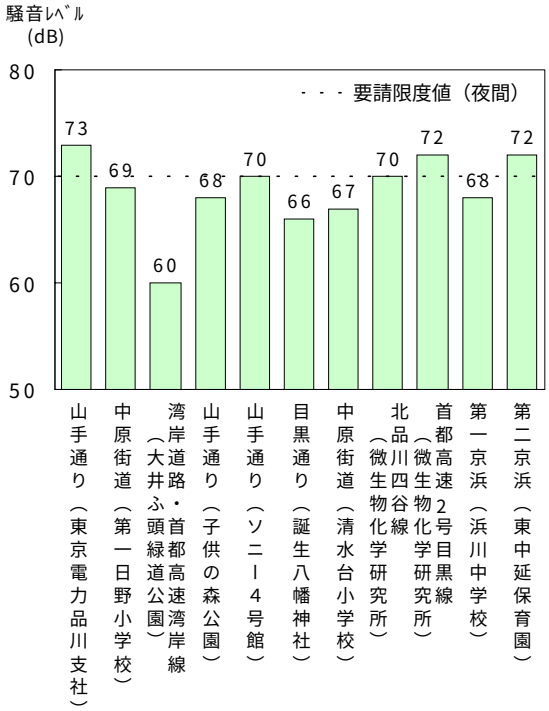


資料：しながわの環境と清掃・リサイクル（平成 14 年度版）

図．幹線道路における自動車騒音
（夜間：22 時から 6 時までの平均）

## 4　水質汚濁の状況

品川区には、目黒川・立会川などの河川、京浜運河・勝島運河・天王洲運河などの運河、東京湾などの水辺環境があります。

目黒川や立会川の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）※について環境基準を達成していますが、近年は横ばい傾向で推移しています。

勝島・京浜運河や東京湾では、化学的酸素要求量（COD）※について、環境基準を達成していません。

品川区では、水環境の保全のために、透水性舗装・雨水浸透施設※設置事業を行っているほか、河川・運河の浄化対策として、浚渫（しゅんせつ）などの水質保全事業を実施しています。

なお、生活排水対策のための下水道の普及率は、平成 7 年度以降 100％となっています。

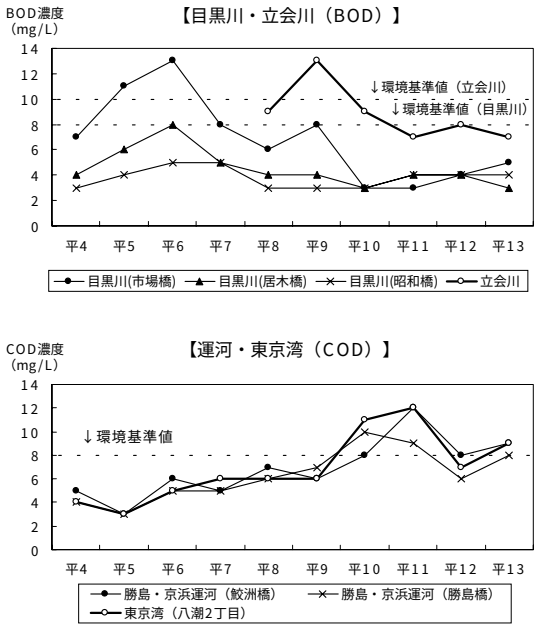


資料：しながわの環境と清掃・リサイクル（平成 14 年度版）

図．河川・海域における水質の変化

## 5　地下水の水質・土壌汚染の状況

地下水の水質及び土壌汚染については、人の健康を保護することを目的として環境基準が定められています。品川区では、環境基準の達成度を把握するため、継続して品川、大井、大崎、荏原の区内 4 地点で調査を行っていきます。また近年、土壌汚染による健康への影響が懸念されてきたことから、土壌の汚染防止を目的とした「土壌汚染防止法・東京都環境確保条例※」が制定されました。品川区では、適切な指導や監視、強化を行っています。

## 6　化学物質について

近年、推計で約 5 万種以上の化学物質が流通し、工業用途として毎年約 300 物質程度の新たな化学物資が市場に投入されていると言われています（平成１５年度版環境白書より）。化学物質は、生活の利便性をもたらす一方で、日常生活や事業活動の多くの場面で環境中に排出され、人体や生態系に悪影響を及ぼすものがあります。しかし、現在のところ科学的知見が十分得られておらず、今後、さらなる研究が必要です。

特に、ダイオキシン類※や環境ホルモン※、PCB（ポリ塩化ビフェニル）のほか、室内の空気に含まれる化学物質による「シックハウス症候群※」については、健康への影響が懸念されています。

## 7　電磁波・低周波音について

電磁波（電波）については、OA 機器や携帯電話の普及にともなって、人体に何かよくない影響を与えるのではないかという不安を持つ人が出てきています。

低周波音は、工場の機械や変電設備や道路構造物などから発生し、人間の耳にはほとんど聞こえないものの、家の戸や窓がガタガタ揺れたり、イライラしたり、頭痛や耳鳴りがするといった症状が報告されています。

しかし、現在のところ電磁波や低周波音が人体に及ぼす影響などについての科学的知見が十分得られておらず、今後、さらなる研究が必要です。

## 課　題

⑤ 日常生活や近隣関係における騒音や悪臭の問題に対する区民・事業者の理解と協力が必要です
⑥ 幹線道路における大気汚染や騒音などの自動車公害に対して、さまざまな角度から対策を講じていくことが必要です
⑦ ダイオキシン類や環境ホルモンといった有害化学物質※については、未然防止の観点から、最新の知見を取り入れながら対応することが必要です
⑧ 限りある資源の保全・管理のために、水の再利用や雨水の有効利用の促進・対策などを講じていくことが必要です

# Ⅱ－５　快適環境

## 現　状

### １　歴史・文化的遺産

目黒川の流域や大井の高台には、縄文時代前期から晩期の貝塚遺跡が発見されています。この中でも大森貝塚は、考古学発祥の地として全国的に知られています。区内には、大森貝塚以外に、縄文時代や弥生時代などをはじめ古墳時代以降の遺跡を含めて、24 箇所の遺跡が存在します。

中世の品川は、品川湊を中心に繁栄し、江戸時代には、東海道の品川宿として、栄えてきた歴史があり、また、江戸四宿のうち唯一海に面していたので、魚介類の名物や名所が多く存在しました。

区内には、国指定 7 件（区の歴史に関連が深いもの）、都指定 22 件、区指定 128 件と、多くの文化財があります。特に、沢庵墓、大森貝塚（いずれも国指定史跡）、鈴ヶ森遺跡（都指定旧跡）などが知られています。

千躰荒神祭（海雲寺）、虚空蔵尊の大祭（養願寺）、南北天王祭（荏原神社・品川神社）、千灯供養（養玉院）などさまざまな行事が今も行われています。

（大森貝塚）

（南の天王祭）

（千灯供養）

### ２　景観特性

品川区は、東海道の最初の宿場という歴史的な背景や、東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多く持ったまちです。

由緒ある寺社の数々や、市街地整備により、近代化が進んだ地区、水辺やみどりなど多くの自然環境が保全されている地区、住工商が混在し、庶民的で活気あふれる地区など、実に多彩な側面をみることができます。

区は、景観まちづくりの意識啓発・調和のとれた街なみ整備、歴史ある街なみ保全など、地域に考慮したまちづくりを進めています。

## 3　区内の市街地形成の状況

品川区は、京浜工業地帯の一角として発展し、住宅地として市街地が形成されてきましたが、こうした街なみは、品川区の景観を特徴づける一方、特に木造住宅などが密集する地域においては、公共空間の不足、建物の倒壊や火災の危険が高いといった問題をかかえています。また、河川や下水道の整備基準を上回る豪雨が増加し、河川の氾濫や地盤の低い地域における浸水が発生しています。

## 4　放置自転車の状況

自転車は、通勤・通学・買い物などの際に手軽なため、利用者が増加しています。また、環境負荷の少ない移動手段としても、自転車利用の促進が望まれていますが、一方で、駅周辺広場や道路などに自転車が無秩序に置かれ、深刻な社会問題となっています。

## 課　題

① 伝統文化や文化財、文化遺産の保存・継承や伝統行事を活用した区民交流の促進など、区の歴史･文化の特徴を活かした独創的なまちづくりが必要です
② 架空線の地中化を推進するなど、環境と景観に配慮した安心して暮らせるまちづくりが必要です
③ 災害に備えて、広域避難場所や避難道路を整備したり、公園などのオープンスペースを確保して、不燃化を考慮した防災都市づくりが必要です
④ 歩道や道路への無秩序な駐輪の抑制や管理の適正化など、歩行者にやさしい環境の整備が必要です

（品川浦の舟だまり）

# Ⅱ－６　環境活動

## 現　状

### １　区民による環境活動

古新聞やびんなどの再利用に取り組んでいる区民は、８割を超え、区民の環境意識の高さがうかがえます。

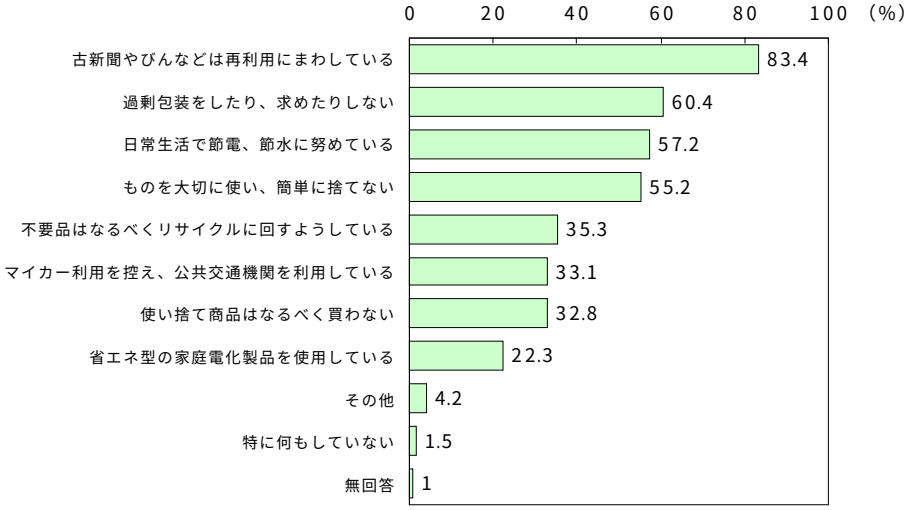


資料：平成１４年環境意識調査

図．ふだんの生活の中で環境保護のために気をつけていること

### ２　事業者による環境活動

工場、商店とも、「社会情勢や同業者の動向を見て、今後の取り組みを考えたい」という事業所が多くなっています。環境保全活動の取り組みを進める上での問題としては、「資金の不足」「ノウハウの不足」「手間や時間がかかる」「人材の不足」「情報の不足」などが挙げられています。

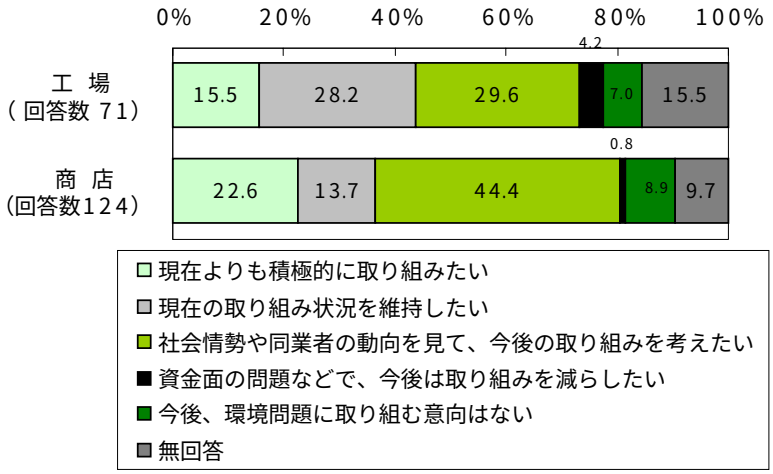


資料：平成１４年環境意識調査

図．事業者における今後の環境問題への取り組み方

## 3　区による地球環境保全の取り組み

品川区は、環境配慮率先実行計画および環境マネジネントシステム※の国際規格ISO14001に基づき、地球環境の保全、良好な環境の創出に向けて、率先してサマールックキャンペーンなどの省エネ・省資源活動に取り組むとともに、職員の環境に対する意識向上を図っています。

資料：品川区

## 4　パートナーシップによる環境活動

【区民・事業者・区が連携して、廃棄物・リサイクル活動を展開しています】

品川区では、リサイクル推進行動計画などをふまえ、区民・事業者・区が連携しながら、リサイクル活動に取り組んでいます。

また、「品川区廃棄物減量等推進審議会」を設置するとともに、「廃棄物減量等推進員※制度」によって、区民・事業者・区が連携して廃棄物対策を進めています。

さらに、ごみの分別や資源化に関する情報をホームページやパンフレットなどでも公開しています。

表．区民・事業者との連携によるリサイクル活動

| |
|---|
| 1．ごみ減量・リサイクル意識の啓発 |
| ○環境学習の実施 |
| ○ごみリサイクルカレンダーの発行 |
| ○リサイクル情報誌「くるくる」の発行 |
| ○イベントの実施 |
| 2．リユースの促進 |
| ○リサイクルショップ「リボン」の運営 |
| ○フリーマーケットの開催 |
| ○おもちゃの病院※ |
| 3．リサイクルの推進 |
| ○区内全域にて資源回収事業 |
| ○拠点エコボックス回収事業 |
| ○集団回収事業 |

資料：しながわの環境と清掃・リサイクル（14年度版）

【環境に関する普及・啓発活動を実施しています】

品川区では、環境リサイクルフェア（低公害車の展示や試乗、地球環境保全のパネル展示など）をはじめ、ポイ捨てを防止するための活動なども実施しています。

また、ノーレジ袋運動やエコクリーン店※・事業所認定制度を設け、区民や事業者の環境意識の向上を図っています。

【さまざまな世代を対象に環境教育を実施しています】

品川区では、地球温暖化問題、ごみ減量・分別、酸性雨測定、紙すき教室、学校ISOの展開、清掃スケルトン車利用などさまざまな環境教育活動を実施しています。

## 5　環境情報への要望

区では、ホームページや広報、パンフレットなどを通じて、環境の現状やごみ処理の方法などの環境情報を区民に提供しています。

しかし、環境情報が不足していると感じている区民は、全体の約６割にも上っています。

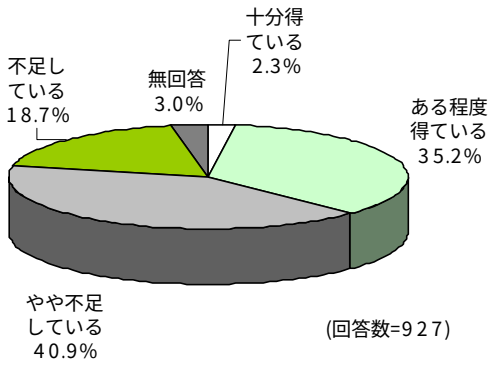


資料：平成１４年環境意識調査

図．品川区の環境情報提供に対する区民の認識

## 課　題

① 区民・事業者・区の主体別、幼稚園児・小・中学生から高齢者までの年齢層別など、それぞれの立場に応じた環境教育・環境学習が必要です
② フリーマーケットやリサイクルショップ、リサイクルフェアなどのイベント・キャンペーンで、区民・事業者・区のパートナーシップによる環境活動の機会を確保することが必要です
③ 区民や事業者のニーズに合った環境情報を効果的に提供することが必要です
④ 区は、区民・事業者の模範となるよう、より率先して環境に配慮した取り組みを実践することが必要です

### まめ知識

### グリーンコンシューマーとは

グリーンコンシューマーとは、買い物をするときやサービスを受けるときに、本当に必要かを考え、値段や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選ぶ消費者のことをいいます。

＜グリーンコンシューマーを目指そう！＞

① 必要なものを必要な量だけ買う
② 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
③ 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再利用できるものを選ぶ
④ 作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
⑤ 科学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ

# Ⅲ 計画の目標

本章では、区民・事業者・区に共通する長期目標として目指す環境像を掲げます。さらに、めざす環境像の実現に向けて、より具体的な基本目標を設定します。

Ⅲ－１　めざす環境像

Ⅲ－２　基本目標

# Ⅲ－１　めざす環境像

めざす環境像

## 環境と共生するまち　しながわ

私たちは、これまで利便性や効率性、機能性を優先する社会を追求してきました。

その結果、自然の破壊を招くとともに環境に負荷を与え、地球からの警告を受けています。

このまま人類が大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動やライフスタイルを続けると地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすことが明白となっています。

こうした状況に対処するには、現在の社会経済活動、ライフスタイルを根本的に見直し、環境との調和を図り、現世代も将来の世代も発展できる持続可能な社会の実現に向け、環境とともに生きる社会を築いていかなければなりません。

品川区はこうした現状を踏まえ、区民の日常生活や社会活動、事業者の事業活動、区のまちづくりにおいて環境に負荷をかけない*「環境と共生するまち　しながわ」*を今後めざす環境像として掲げ、その実現に向け 5 つの基本目標を設定し、持続可能で活力ある品川の発展を図ります。

# Ⅲ－２　基本目標

## 基本目標１　かけがえのない地球を大切にするまち

＜地球環境＞

現代における大量消費型の生活様式に見られる人間の活動は、環境が本来持つ再生・浄化能力を超え、環境汚染、自然破壊、地球温暖化の問題を引き起こし、地球規模での新たな対応が迫られています。

そのため、日常生活や事業活動と環境との関わり方を見直し、エネルギー資源の節約やリサイクルを進めて環境への負荷の少ない循環型社会を実現し、地球環境の保全に努めることを目標とします。

## 基本目標２　水やみどりあふれる自然のあるまち

＜自然環境＞

都市化の進展にともない、残された自然環境や生態系、人と自然とのふれあいの場が失われつつあります。

私たちは残る自然を損なうことなく将来の世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、自然や生物との共生を図り、みどりや水辺を創出し、整備するとともに、身近に豊かな自然を感じることのできる環境を都市において実現させることを目標とします。

## 基本目標３　健康で安全な生活環境のまち

＜生活環境＞

工場排ガスによる大気汚染や、産業系・生活系排水による水質汚濁などの公害問題は改善されつつありますが、未だ、自動車の排出ガスによる大気汚染・騒音・悪臭などの問題も発生しています。

また、化学物質による健康への影響も懸念されています。

このような現状を踏まえ、区民・事業者・区のそれぞれが日常生活や事業活動における環境への負荷の低減に取り組み、人々が健康で安全に暮らせる生活環境を実現することを目標とします。

## 基本目標４　環境に配慮した快適なまち

＜快適環境＞

地域の環境を維持しつつ、生活を営んでいくためには、住宅・道路・公園などの都市施設が、樹木や河川などの自然と相互に調和を持ちながら機能していく必要があります。

品川区の特徴である、歴史的背景と近代的施設が調和した、人々に懐かしさを感じさせる街なみをさらに発展させるとともに、私たちの生活と自然とが共存する持続的な環境の創出に向けて、利便性だけでなく自然の多様性を活かし、環境に配慮した快適で美しい街づくりを目標とします。

## 基本目標５　環境への思いやりを皆で育てるまち

＜環境活動＞

環境への負荷が少ない地域社会を実現するためには、区民・事業者・区が一体となり、共通認識のもとで地域から地球規模までのさまざまな環境問題に取り組む必要があります。

そのためには、日頃から環境問題への関心をもち、日常生活や学校教育・社会教育の場を通じて環境学習を積極的に進めていくことが重要となります。

そこで、区民・事業者とともに環境保全のための取り組みに積極的に参加し、身近にできることから行動し、次の世代のために、たゆみない努力をしていくことを目標とします。

# Ⅳ 目標の実現に向けた施策

本章では、目標の達成に向けての、施策の体系と施策の具体的方向を明らかにします。
また、区民、事業者および区の役割分担を明らかにします。
さらに、重点的取り組みを明らかにします。

Ⅳ－１　施策の体系図

Ⅳ－２　目標に向けた施策

Ⅳ－３　重点的取り組み

# Ⅳ－１　施策の体系図

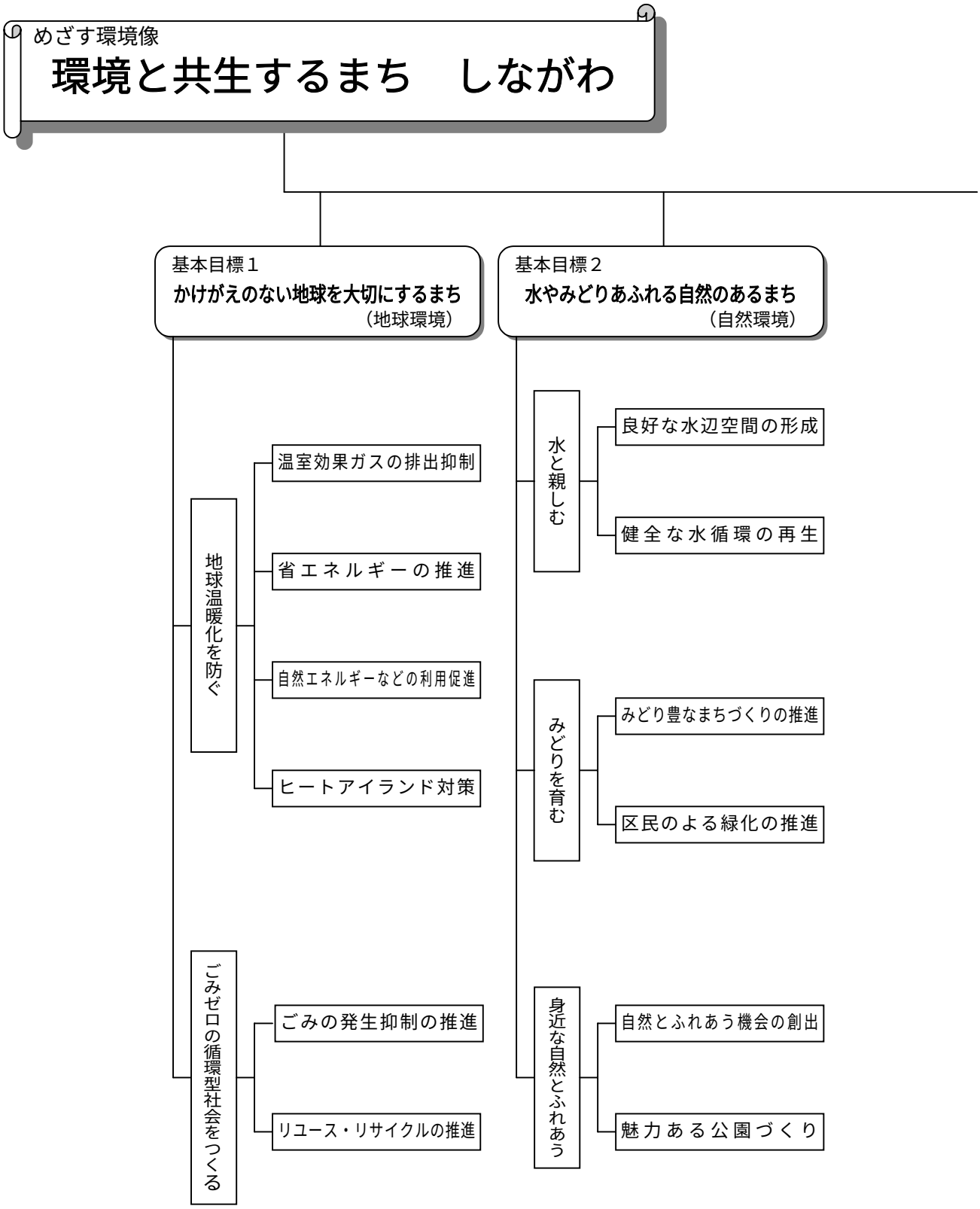
めざす環境像
環境と共生するまち　しながわ
基本目標１
かけがえのない地球を大切にするまち
（地球環境）
基本目標２
水やみどりあふれる自然のあるまち
（自然環境）
地球温暖化を防ぐ
温室効果ガスの排出抑制
省エネルギーの推進
自然エネルギーなどの利用促進
ヒートアイランド対策
ごみゼロの循環型社会をつくる
ごみの発生抑制の推進
リユース・リサイクルの推進
水と親しむ
良好な水辺空間の形成
健全な水循環の再生
みどりを育む
みどり豊なまちづくりの推進
区民のよる緑化の推進
身近な自然とふれあう
自然とふれあう機会の創出
魅力ある公園づくり

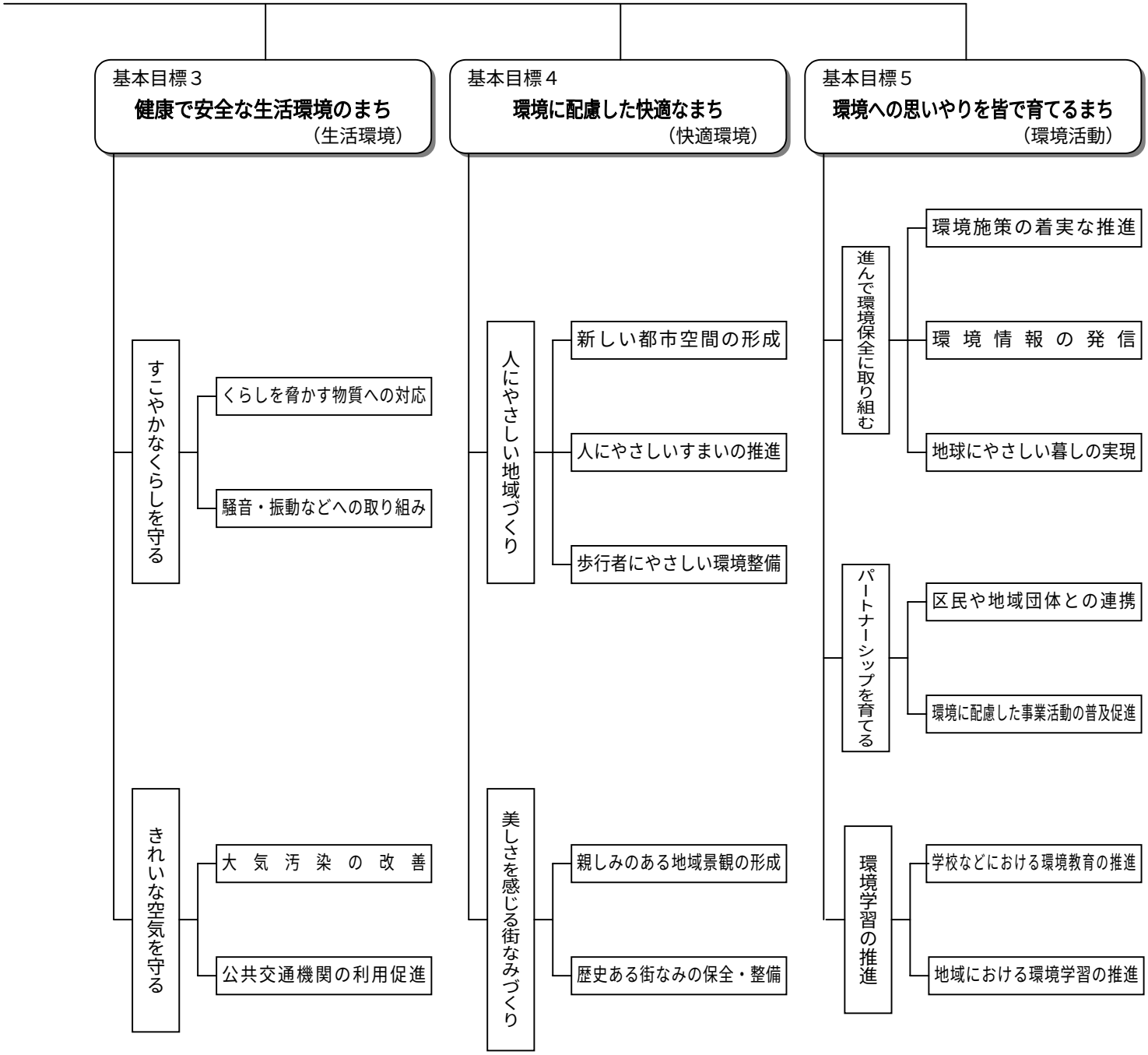
基本目標３
健康で安全な生活環境のまち
（生活環境）
すこやかなくらしを守る
くらしを脅かす物質への対応
騒音・振動などへの取り組み
きれいな空気を守る
大気汚染の改善
公共交通機関の利用促進
基本目標４
環境に配慮した快適なまち
（快適環境）
人にやさしい地域づくり
新しい都市空間の形成
人にやさしいすまいの推進
歩行者にやさしい環境整備
美しさを感じる街なみづくり
親しみのある地域景観の形成
歴史ある街なみの保全・整備
基本目標５
環境への思いやりを皆で育てるまち
（環境活動）
進んで環境保全に取り組む
環境施策の着実な推進
環境情報の発信
地球にやさしい暮しの実現
パートナーシップを育てる
区民や地域団体との連携
環境に配慮した事業活動の普及促進
環境学習の推進
学校などにおける環境教育の推進
地域における環境学習の推進

# Ⅳ－２　目標に向けた施策

基本目標１

## かけがえのない地球を大切にするまち

（地球環境）

## 地球温暖化を防ぐ

区による率先行動の他、区民のライフスタイル・事業者の事業活動の見直しなど、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

### １　施策の体系

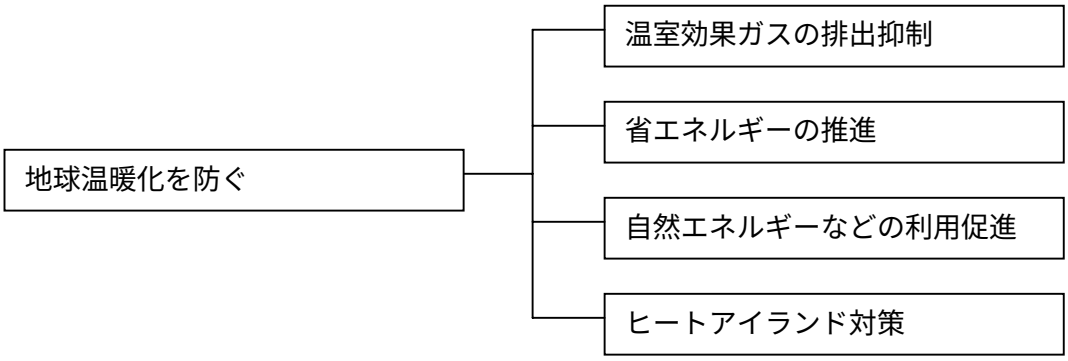


### ２　施策の方向

**① 温室効果ガスの排出抑制**

区施設より排出される温室効果ガスの低減に向け率先的に実行するとともに、区民および事業者に対しても温室効果ガスの削減と資源の節約などを図るよう啓発していきます。

**② 省エネルギーの推進**

化石燃料※の消費を見直し、省エネルギー行動やエネルギーの効率的利用を進めます。

**③ 自然エネルギーなどの利用促進**

太陽光や風力エネルギーなどの自然エネルギーの利用を促進します。

**④ ヒートアイランド対策**

都市排熱の削減・緑化の推進事業などの普及および導入を促進します。

## 3　具体的な施策

### ① 温室効果ガスの排出抑制

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| $CO_2$削減数値目標の設定・検討 | | ○ | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 公共施設の地球温暖化防止実行計画の推進 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 家庭・事業所における温室効果ガス排出抑制の促進・普及啓発 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

### ② 省エネルギーの推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 省エネ型設備の導入、熱循環・長寿命などに配慮した設計の導入促進・指導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 省資源型建材・工法の導入、運搬工事の省エネ化の促進・指導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 公共施設の省エネルギー化の推進 | ○ | | | | | ○ | 総務部<br>環境清掃事業部 |

### ③ 自然エネルギーなどの利用促進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 公共施設への太陽光などの自然エネルギーの導入と活用 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部<br>総務部 |
| 民間施設への自然エネルギー（太陽光発電など）導入促進および助成 | ○ | | | ○ | | ○ | まちづくり事業部 |

### ④ ヒートアイランド対策

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| ヒートアイランド対策としてのモデル地区の設定 | | ○ | | | | ○ | まちづくり事業部<br>環境清掃事業部 |
| 地域冷暖房施設の導入推進 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 屋上緑化や壁面緑化などみどりの創出 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 生垣の助成 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 公共施設の屋上緑化推進 | ○ | | | | | ○ | 総務部<br>区民生活事業部<br>教育委員会事務局<br>まちづくり事業部 |
| 透水性舗装材への改善 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 環境保全型建築物の誘導 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 民間開発におけるオープンスペースなどの確保誘導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 省エネ型設備の導入、熱循環・長寿名などに配慮した設計の導入促進・指導（再掲） | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 省資源型建材・工法の導入、運搬工事の省エネ化の促進・指導（再掲） | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

**まめ知識**

**「新エネルギー」と「省エネルギー」の違い**

新エネルギー※：新しくエネルギーを作り出したり、新しい方法でエネルギーを使うことです。バイオマス発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などがあります。

省エネルギー　：無駄なくエネルギーを使うこと。それには、設備構造(ハード)面と運用・管理(ソフト)面の二つの方法があります。

## ごみゼロの循環型社会をつくる

区民・事業者が一体となってごみを出さない循環型社会をつくります。

### 1　施策の体系

- ごみゼロの循環型社会をつくる
  - ごみの発生抑制の推進
  - リユース・リサイクルの推進

### 2　施策の方向

**①　ごみの発生抑制の推進**

ごみの減量・リサイクル意識の啓発を促進するため、子どもの頃からの実践教育やごみ・リサイクルカレンダーの配布、事業者への指導などを図り、ごみ抑制に努めていきます。

**②　リユース・リサイクル※の推進**

リサイクルショップやフリーマーケットの活用を図り、資源の有効利用、エネルギー節約を行うとともに集団回収、拠点回収などの資源回収を推進し、資源消費型社会から資源循環型社会に転換していきます。

### 3　具体的な施策

**①　ごみの発生抑制の推進**

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| ごみ排出量等削減目標の設定･検討 | | ○ | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 地域のごみの減量・資源の有効利用の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 生ごみ処理器の助成 | ○ | | | ○ | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 剪定枝のチップ化の実施 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 大規模排出事業者への指導 | ○ | | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 早朝・夜間収集などの検討・実施 | ○ | | | ○ | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 各戸収集 | ○ | | | ○ | | ○ | 環境清掃事業部 |

### ② リユース・リサイクル※の推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| リサイクルシステムの推進 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 中小事業所・商店街のリサイクルの促進 | ○ | | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| リサイクル関連施設の整備 | ○ | | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 放置自転車のリサイクルの推進 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 粗大ごみ再利用の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 図書のリサイクル | ○ | | | | | ○ | 教育委員会事務局 |
| 建築物や公園・歩行者用通路の材料などに廃材リサイクル品使用の推進・指導 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 資源回収品目の拡大 | ○ | | | ○ | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 建築リサイクル法に基づく建設資源の再資源化促進の指導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 生ごみのリサイクルの推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

まめ知識

## 食べ残しがこんなに・・・

平成 10 年度に日本国内で食べ残して捨てられた残飯の量は、約 700 万トン。これは、カロリーに直すと日本人の 1 日摂取熱量約 2,000kcal の約 3 分の 1 に相当します。ということは、3 食摂るうちに 1 食分を食べずに捨てています。わざわざ輸入してきていながら、大量の食料を食べずに捨てているのが日本という国の実情なのです。

この、食べずに捨てられたものの価値は、実に年間で約 11 兆円にのぼります。これは、日本の農林水産業の年間生産額とほぼ同じ額に相当します。

資料：環境省ＥＩＣネット：エコライフガイド

基本目標２

# 水やみどりあふれる自然のあるまち

（自然環境）

## 水と親しむ

区民が親しみを持つ、目黒川や東京湾といった水辺環境を保全します。また、自然に配慮し親水性を高めた空間を創出し、多くの区民に憩いの場を提供します。

### １　施策の体系

- 水と親しむ
  - 良好な水辺空間の形成
  - 健全な水循環の再生

### ２　施策の方向

**①　良好な水辺空間の形成**

品川区は、水系に恵まれており、生態系が豊かな自然と親しめる水辺を取り戻すために、水辺空間の環境改善を図ります。

**②　健全な水循環の再生**

健全な水循環を再生するため、公共施設や道路を中心に雨水浸透施設を設置していきます。

また、導水などにより河川の水質改善を行います。

（しながわ区民公園）

## ３　具体的な施策

### ①　良好な水辺空間の形成

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 水辺空間の環境改善 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 水上バスの運行検討・調整 | | | ○ | | | ○ | まちづくり事業部 |

### ②　健全な水循環の再生

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 中水道導入による水の再利用 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 立会川のＪＲ導水の継続と保全 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 下水道からの希釈雨水の放流削減 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 雨水浸透施設設置促進事業 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 河川の水質の保全 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部<br>まちづくり事業部 |

（しながわ区民公園、カワセミ）

## みどりを育む

身近なみどりの保全や地域緑化を進め、みどり豊かなまちづくりを行います。

### 1　施策の体系

- みどりを育む
  - みどり豊かなまちづくりの推進
  - 区民による緑化の推進

### 2　施策の方向

**① みどり豊かなまちづくりの推進**

「緑のみち」の整備や緑化推進活動を充実させて、みどりあふれる快適なまちを創造します。

また、緑化推進のモデルとなるよう公共施設を整備するとともに、みどりと花のあるまちづくりを進めるための、みどりのモデル地区を指定します。

**② 区民による緑化の推進**

楽しみながらできる地域緑化を推進するため、区民による緑化運動を広げていきます。

**まめ知識**

### 品川区にある樹木

＜区内大径木ベスト５＞

| 順位 | 場　所 | 樹　種 | 太さ（幹周り） |
|---|---|---|---|
| 1 | 光福寺 | イチョウ | ７１０ｃｍ |
| 2 | 品川寺（ほんせんじ） | イチョウ | ５４０ｃｍ |
| 3 | 星薬科大学 | クスノキ | ４６４ｃｍ |
| 4 | 民間会社敷地内 | クスノキ | ４４１ｃｍ |
| 5 | 稼穡稲荷（かしょくいなり） | イチョウ | ４３６ｃｍ |

＜区の木＞

シイノキ

カエデ

## 3　具体的な施策

### ① みどり豊かなまちづくりの推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| みどりや花のあふれる地域づくり･文化の香り豊かな地域づくりのモデル地区の設定･検討 | | ○ | | | | ○ | 環境清掃事業部<br>まちづくり事業部 |
| みどりの街なみ推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 「緑のみち」の整備（立会川緑道・東急目黒線緑道整備） | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 緑化推進の啓発活動の充実 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 公共施設のモデル緑化 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 河川護岸の緑化推進（目黒川・立会川護岸緑化） | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |

### ② 区民による緑化の推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 高齢者クラブ連合会による緑化推進事業 | ○ | | | ○ | | ○ | 保健高齢事業部 |
| 屋上緑化や壁面緑化などみどりの創出（屋上緑化の助成） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 生垣の助成（再掲） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 大木や樹林の保護 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

（品川区役所の屋上緑化）

## 身近な自然とふれあう

生活に潤いや安らぎを与える公園づくりを通して、自然とのふれあいを大切にしていきます。

### 1　施策の体系

- 身近な自然とふれあう
  - 自然とふれあう機会の創出
  - 魅力ある公園づくり

### 2　施策の方向

**① 自然とふれあう機会の創出**

直接肌で触れ、体験することにより、自然を理解し守り育てていくことの大切さを再認識するとともに、自然とふれあう生活環境をつくりだしていきます。

**② 魅力ある公園づくり**

区民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションの場、さらに災害から区民の生命を守る空間として公園を整備していきます。

また、公園内のバリアフリー化※などを推進し、整備を図ります。

（しながわ区民公園）

## 3　具体的な施策

### ①　自然とふれあう機会の創出

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 公園の新設 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| まちかど花壇の設置 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| ふれあい花壇の設置 | ○ | | | ○ | | ○ | まちづくり事業部 |
| マイガーデンの開設（区民農園） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 区民生活事業部 |

### ②　魅力ある公園づくり

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 住民参加の公園づくり | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 個性的な公園の改修 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

（みなみ児童遊園ふれあい花壇）

基本目標 3

# 健康で安全な生活環境のまち

（生活環境）

## すこやかなくらしを守る

区民の安全なくらしを守るために、国や東京都などと協力した適切な対策に取り組んでいきます。

### 1　施策の体系

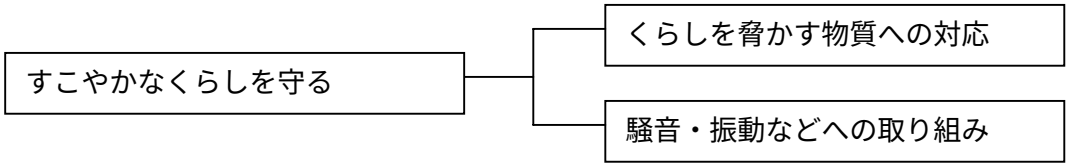


### 2　施策の方向

**① くらしを脅かす物質への対応**

ダイオキシン類や環境ホルモンといった有害化学物質については、国および東京都で行っている施策に基づき適切な指導を行います。

また、区として可能な限りタイムリーな情報を、区のホームページなどで区民・事業者に提供します。

良好な居住環境を確保するため、アレルギー対策、化学物質による健康被害など相談の受け付け、調査、啓発事業を実施します。

**② 騒音･振動などへの取り組み**

騒音・振動・悪臭については、まず発生源での対策が重要となることから、騒音・振動規制法※、悪臭防止法※、東京都環境確保条例に基づき、工場･事業場に対する監視、指導を行います。

## 3　具体的な施策

### ① くらしを脅かす物質への対応

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 有害化学物質対策の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 水質･土壌汚染対策の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 安心できる食品の指導 | ○ | | | | ○ | ○ | 保健所<br>保健センター |
| アレルギー対策、化学物質による健康被害、その他居住環境に関する相談の受付・調査・啓発 | ○ | | | | | ○ | 保健所<br>保健センター |

### ② 騒音･振動などへの取り組み

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 騒音･振動などの監視･指導の充実 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 啓発･相談体制の充実 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 低騒音舗装道路の普及･促進 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |

（環境調査風景）

## きれいな空気を守る

大気環境を守るために、低公害車の計画的な普及、公共交通機関の積極的利用による自動車利用の低減をめざします。

### 1　施策の体系

- きれいな空気を守る
  - 大気汚染の改善
  - 公共交通機関の利用促進

### 2　施策の方向

**① 大気汚染の改善**

地球環境保全および大気汚染改善策の一環として、自動車交通の使用抑制や低公害車の導入を図ります。また、自動車の排ガス、工場・事業所のばい煙などの排出について監視・指導を強化し対策を推進します。

さらに、交通需要マネジメント（ＴＤＭ）※など広域的な取り組みが必要な施策について、国や都の動向を踏まえつつ検討していきます。

**② 公共交通機関の利用促進**

公共交通機関の利用を促進するために、自動車使用抑制の啓発などを促進します。

まめ知識

### 「電気自動車」と「ソーラーカー」の違い

電気自動車　：バッテリーに充電した電気で走り、すでに実用化されています。

ソーラーカー：太陽電池で発電した電気で走ります。主に競技用や試験用のものがほとんど。

（電気自動車）

## 3　具体的な施策

### ① 大気汚染の改善

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 低公害車の導入・普及促進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 総務部<br>環境清掃事業部 |
| 低公害車専用燃料スタンドの設置促進 | | ○ | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 自動車排出ガスの抑制 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 工場からのばい煙など排出の抑制 | ○ | | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| ディーゼル車排出ガス対策助成 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

### ② 公共交通機関の利用促進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| ターミナル駅での移動の円滑化 | | | ○ | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| バス路線網の再編･充実 | | | ○ | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 水上バスなど利用率の低い交通機関の活用促進 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 自動車利用者の公共交通機関への利用転換の促進 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

（りんかい線）

基本目標 4

# 環境に配慮した快適なまち

（快適環境）

## 人にやさしい地域づくり

都市基盤の充実を図っていくとともに、人や自然にやさしいまちづくりを行います。

### 1　施策の体系

- 人にやさしい地域づくり
  - 新しい都市空間の形成
  - 人にやさしいすまいの推進
  - 歩行者にやさしい環境整備

### 2　施策の方向

**① 新しい都市空間の形成**

まちづくりにおいて、みどりやオープンスペースの確保など、豊かな都市空間の形成を図ります。

**② 人にやさしいすまいの推進**

住みなれた地域で安心して暮らし続けるための、環境に配慮した住まいの普及を図ります。

**③ 歩行者にやさしい環境整備**

歩行者にやさしい道路を整備するために、コミュニティー空間の確保やバリアフリー化を図るとともに放置自転車や違法駐車などの対策を強化します。

（くつろぎお休み石）

## 3　具体的な施策

### ① 新しい都市空間の形成

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 民間開発に対する環境配慮の指導･誘導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 民間開発におけるオープンスペースなどの確保誘導（再掲） | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 地区計画などの活用 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

### ② 人にやさしいすまいの推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 環境共生住宅の普及促進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 耐久性の高い材料を使用した区民住宅･区営住宅の建設 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |

### ③ 歩行者にやさしい環境整備

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 放置自転車対策の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| コミュニティ道路づくり | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 鉄道駅にエレベーター設置 | ○ | | | | ○ | ○ | 保健高齢事業部 |
| 違法駐車防止対策の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 交差点改良・歩道平坦化など道路のバリアフリー化 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 細街路拡幅整備 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

## 美しさを感じる街なみづくり

区の特徴を活かした自然と歴史及び近代都市が共生した、うるおいのある、美しさを感じる街なみを整備します。

### 1　施策の体系

- 美しさを感じる街なみづくり
  - 親しみのある地域景観の形成
  - 歴史ある街なみの保全・整備

### 2　施策の方向

**① 親しみのある地域景観の形成**

品川区都市景観ガイドプランを作成し、景観に配慮したまちづくりを誘導します。

**② 歴史ある街なみの保全･整備**

古くからある文化資源を守り育て、風土を培ってきた歴史と伝統を次世代へと継承していきます。

（清泉女子大学 本館　［旧島津公爵邸］）

## 3　具体的な施策

### ① 親しみのある地域景観の形成

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 都市景観ガイドプランの作成 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |
| 「品川百景」などによる普及・促進 | ○ | | | | | ○ | 企画部 |
| 公園、広場状空地などゆとり空間の創出 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 市街地の特性に配慮した景観形成の誘導 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 都市景観に配慮した魅力ある公共建築物などの整備 | ○ | | | | | ○ | 総務部 |
| 自主的な景観まちづくりの支援・誘導 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 屋外広告物の規制 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 商店街の電線地中化整備促進 | ○ | | | | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 民間建築物の誘導 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

### ② 歴史ある街なみの保全・整備

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 指定文化財・埋蔵文化財などの保護 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 教育委員会事務局 |
| 歴史･文化財の継承 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 教育委員会事務局 |
| 戸越公園周辺の整備 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |
| 旧東海道品川宿周辺の整備 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | まちづくり事業部 |

基本目標５

# 環境への思いやりを皆で育てるまち

（環境活動）

## 進んで環境保全に取り組む

区自らが、まず率先して環境配慮に取り組むとともに、地域において区民、事業者及び区のパートナーシップによる取り組みを広げていきます。

### １　施策の体系

- 進んで環境保全に取り組む
  - 環境施策の着実な推進
  - 環境情報の発信
  - 地球にやさしいくらしの実現

### ２　施策の方向

**①　環境施策の着実な推進**

循環型社会づくりに向け、エネルギー管理など環境管理を通じて経済効率を上げるとともに、実効性の向上を図るため、ＩＳＯ１４００１による運用管理やグリーン購入※など、環境配慮型事業を推進します。

**②　環境情報の発信**

即時性が高く、より地域に密着した環境情報をさまざまな媒体、手法を用い積極的に提供・発信していきます。

**③　地球にやさしい暮らしの実現**

区民・事業者が参加または主体的に取り組みやすい施策を推進します。

まめ知識

### リサイクルショップ「リボン」

リサイクルショップ「リボン」は、品川区が設置しているリサイクルショップです。

区内には、旗の台店と大井町店の２店があります。

## 3　具体的な施策

### ①　良好な水辺空間の形成

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 環境マネジメントシステムによる運用管理 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| グリーン購入の促進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 収入役室<br>環境清掃事業部 |
| 環境報告書などの作成・公表 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 地域の環境活動支援システムの構築 | | ○ | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 地球環境リサイクル基金の活用 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| みどりの基金の活用 | ○ | | | | | ○ | まちづくり事業部 |

### ②　環境情報の発信

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 情報紙の発行およびイベントの実施 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 広報誌・ホームページ・パンフレットなどによる広報活動の実施 | ○ | | | | | ○ | 企画部<br>環境清掃事業部 |
| ごみ・リサイクルカレンダー製作 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部 |
| 環境講師の情報収集・情報提供 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

### ③　地球にやさしい暮らしの実現

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| ノーレジ袋運動の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 区民生活事業部<br>環境清掃事業部 |
| エコスポット運動の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 家庭版ＩＳＯ活動の推進 | ○ | | | ○ | | ○ | 環境清掃事業部 |

## パートナーシップを育てる

環境保全は総ての人々の協力、連携が不可欠であり、その為の区民参加や地域団体との連携、協力体制を推進します。

### 1　施策の体系

- パートナーシップを育てる
  - 区民や地域団体との連携
  - 環境に配慮した事業活動の普及

### 2　施策の方向

**① 区民や地域団体との連携**

区民の参加と地域のボランティア団体および NPO などと協働して、環境活動のさらなる発展を図ります。

**② 環境に配慮した事業活動の普及促進**

循環型社会に向けたまちづくりのために、商店や事業所に対して環境にやさしい経済活動への誘導を図るとともに、事業者による ISO14001 の認証取得を促進します。

まめ知識

### 品川区のエコクリーン店

品川区では、地球環境にできる限り負荷をかけない、環境にやさしいまちづくりを推進しています。

平成 14 年度から、ごみの減量や再生品の販売など環境にやさしい店を「エコクリーン店」 として認定し、ホームページで区民の皆さんに紹介していきます。

未来の子供たちのために、また、美しい地球環境を残すために、お店も消費者も環境にやさしい行動をとりましょう。

## 3　具体的な施策

### ① 区民や地域団体との連携

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| シルバーセンターでの環境活動の推進 | ○ | | | ○ | | ○ | 保健高齢事業部 |
| 環境活動推進会議の設置 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 身近な環境の改善（地域美化推進） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 区民生活事業部 |
| 歩きたばこ防止キャンペーンの実施 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 区民生活事業部 |
| 不法投棄対策 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 環境ＮＰＯとの連携 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |
| 環境保全標語などの検討 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

### ② 環境に配慮した事業活動の普及促進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| ISO 認証取得セミナーの開催 | ○ | | | | ○ | ○ | 区民生活事業部 |
| ISO 認証取得経費の助成 | ○ | | | | ○ | ○ | 区民生活事業部 |
| ISO 認証取得の普及・促進 | ○ | | | | ○ | ○ | 区民生活事業部<br>環境清掃事業部 |
| 区内環境 ISO 認証取得事業所ネットワークの形成 | ○ | | | | ○ | ○ | 区民生活事業部<br>環境清掃事業部 |
| 環境にやさしい商店街づくり | ○ | | | | ○ | ○ | 区民生活事業部<br>環境清掃事業部 |
| エコクリーン店・事業所の認定 | ○ | | | | ○ | ○ | 環境清掃事業部 |

## 環境学習の推進

　すべての区民が環境について学び、具体的な行動に取り組める地域社会の実現をめざします。

### 1　施策の体系

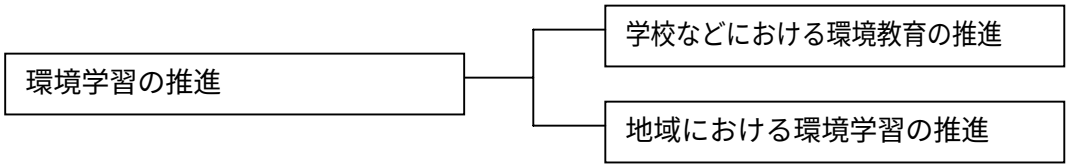


### 2　施策の方向

**① 学校などにおける環境教育の推進**

　学校などにおける環境教育を推進し、未来の環境リーダーとなる人材を育成します。

**② 地域における環境学習の推進**

　環境情報を提供し、幅広い年齢層に対応した環境学習の一層の推進と、学習意欲の向上を図ります。

（紙すき教室）

## 3　具体的な施策

### ①　学校などにおける環境教育の推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 総合的な学習の時間での環境教育の実施 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部<br>教育委員会事務局 |
| 教員への環境教育指導に関する情報提供 | ○ | | | | | ○ | 教育委員会事務局 |
| 環境教育教材の検討 | ○ | | | | | ○ | 教育委員会事務局 |
| 学校版 ISO 活動の推進 | ○ | | | | | ○ | 教育委員会事務局<br>環境清掃事業部 |
| こどもエコクラブの普及・促進 | ○ | | | ○ | | ○ | 福祉事業部<br>環境清掃事業部 |
| 環境・リサイクルの意識啓発 | ○ | | | | | ○ | 福祉事業部<br>環境清掃事業部<br>教育委員会事務局<br>区民生活事業部 |
| 保育園、幼稚園での環境教育の推進 | ○ | | | | | ○ | 福祉事業部<br>教育委員会事務局 |

### ②　地域における環境学習の推進

| 施策の内容 | 実施 | 早期 | 長期 | 役割分担 | | | 担当事業部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 区民 | 事業者 | 区 | |
| 環境プログラムの作成 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部<br>教育委員会事務局 |
| 区民・事業者への環境学習活動の推進 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 環境清掃事業部<br>教育委員会事務局 |
| 環境関連資料の充実 | ○ | | | | | ○ | 環境清掃事業部<br>教育委員会事務局 |

# Ⅳ－３　重点的取り組み

私たちの日々の暮らしは、地球の恵み豊かな環境があってこそ営むことができます。

しかし、今日の便利な生活スタイルは、貴重な地球の資源やエネルギーを大量消費することにより成り立っています。その結果、地球温暖化・資源の枯渇など地球環境の悪化を招き、人類や動植物の存続に関わる極めて重大な問題となっています。

恵み豊かで美しい地球環境を未来の子どもたちに残していくためには、社会を構成する全ての人々が連携・協調し、これまでの「使い捨て社会」から「循環型社会」へ転換していく必要があります。

また、公害がなく、うるおいややすらぎのある環境は、人々にとって住みやすい環境といえます。

現在区内の土地利用状況をみると、多くがみどりやオープンスペース、水辺空間の少ない住工商密集地帯となっています。公害状況では、カラオケ･一般家庭の空調室外機などの近隣公害が増加しており、さらには、生ごみや缶類の不法投棄、たばこのポイ捨てなど、環境意識の低下も見られます。

私たちが暮らし、生きていくうえで、最も基本的な場である生活環境の改善が求められています。

そこで品川区では、私たちの家やまちは地球の一部であり、地球環境と共生なしには人類の存続はありえないこと、また、身近な生活環境は環境意識や環境保全の出発点であることにより、次の二つを重点施策として取り組んでいきます。

＜　二つの重点施策　＞

重点施策１：**地球環境保全対策の促進**

重点施策２：**心やすらぐ生活環境の整備**

# 重点施策１：地球環境保全対策の促進

地球環境に負荷をかけない環境にやさしい社会の実現を目指します

＜　具体的取り組み　＞

| | |
|---|---|
| 地球温暖化防止 | ・ $CO_2$削減数値目標の設定・検討<br>・ ヒートアイランド対策としてのモデル地区の設定 |
| 循環型社会への取り組み | ・ ごみ排出量等削減目標の設定・検討 |

# 重点施策２：心やすらぐ生活環境の整備

いつまでも住み続けたいと思う身近な生活環境の整備・改善を進めます

＜　具体的取り組み　＞

| | |
|---|---|
| 心やすらぐ魅力的な地域空間の整備 | ・ みどりや花のあふれる地域づくり・文化の香り豊かな地域づくりのモデル地区の設定・検討 |
| 地域の環境活動支援システムの構築 | ・ 区民・事業者・各種団体の地域活動の掘り起こしや地域環境コミュニティの育成 |
| 環境学習プログラムの作成 | ・ 環境学習リーダーの育成や、区民・事業者・子どもなどが参加、実践できる総合的体系的な環境学習プログラム作成 |

# V

# 計画の推進に向けての体制・管理

本章は、計画の実効性を確保するため
区民・事業者・区の協力による推進体制を整備するとともに、
進行管理を明らかにします。

Ｖ－１　推進体制

Ｖ－２　計画の進行管理

# Ｖ－１　推進体制

本計画を推進するためには、区民･事業者･区が一体となって環境保全に取り組んでいく必要があります。
そのため、計画の推進体制として、区民･事業者･区の各主体が参加する環境活動推進会議を設置します。
また、区の環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）運営組織を活用し、本計画を推進します。

## １　環境活動推進会議

区民、事業者、民間団体、中・高・大学生などが参加する環境活動推進会議を設置し、次のような取り組みを行います。

① 地域でのさまざまな取り組みの紹介、イベントなどへの協力・提案・呼びかけ
② 企業などの取り組みの紹介、イベントなどへの協力・提案・呼びかけ
③ 学校などでの取り組みの紹介、イベントなどへの協力・提案・呼びかけ
④ 区への意見･提案の提出など

## ２　品川区の環境マネジメントシステム運営組織

品川区長を本部長とする環境マネジメントシステムの運営組織（環境管理推進本部会議）により、施策の推進にあたっての総合調整を行います。

＜　推進体制　＞

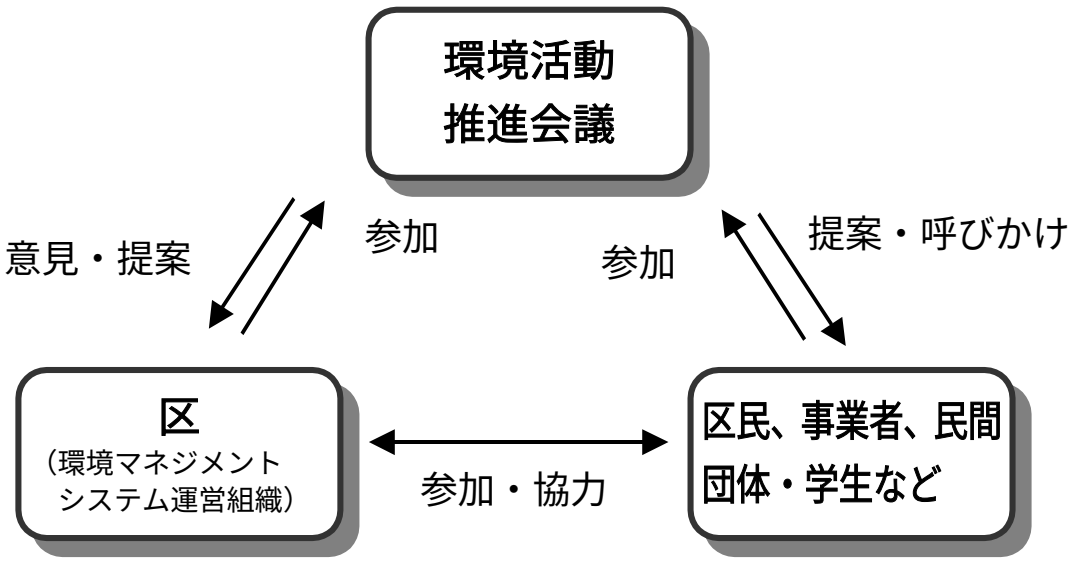

# Ｖ－２　計画の進行管理

本計画の継続的改善を図るため、年度ごとに実施事業を区の環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）の環境プログラムに取り込み、ＰＤＣＡサイクル（Plan・Do・Check・Action）による進行管理を行います。

また、必要に応じて区民や事業者へアンケートなどの調査を実施し、施策の進ちょく状況を把握します。

＜計画の進行管理システム＞

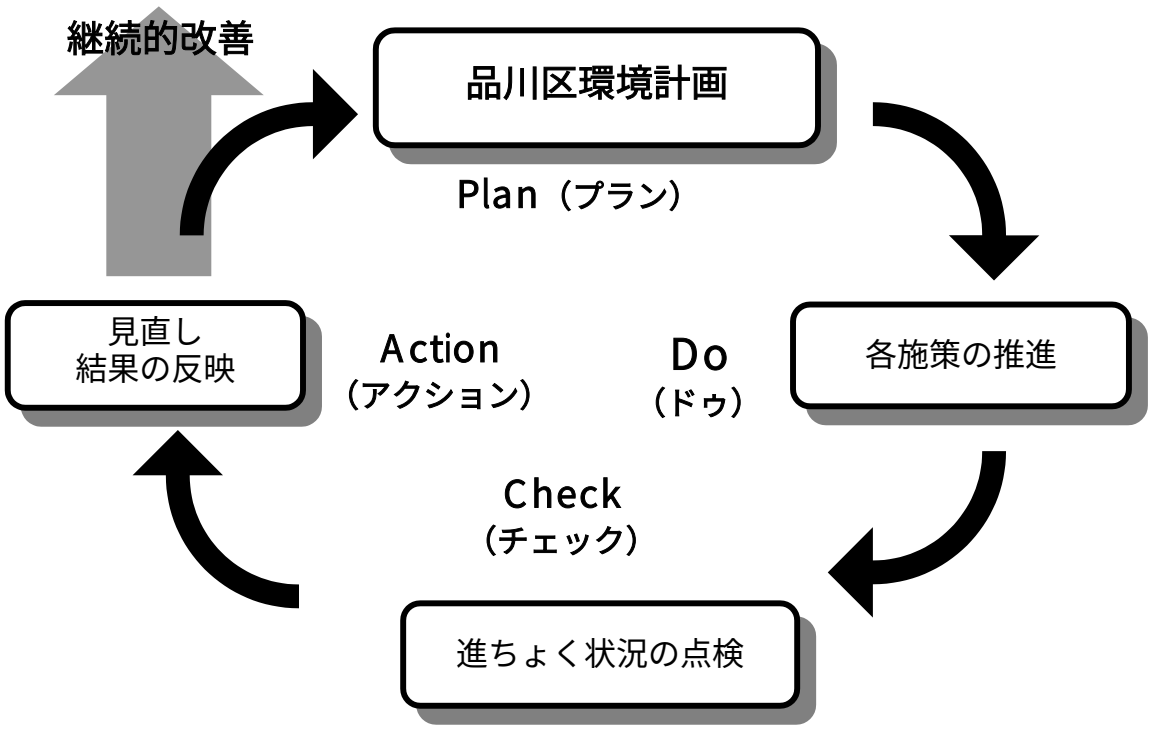


Plan　----施策の基本的方向と目標実現に向けた施策を示します。

Do　------計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

Check　---施策の実施状況を点検します。

Action　---点検結果に基づき、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

# Ⅵ 各主体の行動

本章では、目標の達成に向けて、５つの基本目標に沿って、区民・事業者・区の役割に応じた、環境行動のあり方を示します。

Ⅵ－１　各主体の役割

Ⅵ－２　環境行動指針

# Ⅵ－１　各主体の役割

目標の達成に向けて、区民・事業者・区が、自主的積極的に環境に配慮する行動（環境行動）をとることが不可欠です。

そこで、５つの基本目標に沿って、区民・事業者・区の役割に応じた、環境行動のあり方を示します。

## ＜　５つの基本目標に沿った、各主体の環境行動　＞

**基本目標１　かけがえのない地球を大切にするまち**　（地球環境）

１　地球温暖化を防ぎます
２　ごみゼロの循環型社会をつくります

**基本目標２　水やみどりあふれる自然のあるまち**　（自然環境）

１　水と親しみます
２　みどりを育てます
３　身近な自然を大切にします

**基本目標３　健康で安全な生活環境のまち**　（生活環境）

１　すこやかなくらしを守ります
２　きれいな空気を守ります

**基本目標４　環境に配慮した快適なまち**　（快適環境）

１　人にやさしい地域づくりを進めます
２　美しさを感じる街なみづくりを進めます

**基本目標５　環境への思いやりを皆で育てるまち**　（環境活動）

１　それぞれが進んで環境保全に取り組みます
２　パートナーシップを育てます
３　環境学習を進めます

区民の日常生活における環境行動

事業者の事業活動における環境行動

区の消費者・事業者としての環境行動・行政としての行動

## ＜区民・事業者・区の役割＞

### 区民の日常生活における環境行動

区民は、使い捨て商品の使用やエネルギーの消費などの場面を振り返り、便利さのみを追求した今までのライフスタイルを見直して、環境に配慮した日常生活に努めます。また、地域の環境活動にも積極的に参加します。

＜区民の環境配慮の主な場面＞

- 家の中で
- ものを買うとき
- ものを使うとき
- 捨てるとき
- 外出するとき
- 地域で活動するとき

### 事業者の事業活動における環境行動

生産、流通、消費、廃棄といった事業活動の各段階において、資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境への負荷の低減に努めます。また、地域の環境活動にも積極的に参加・協力します。

＜事業者の環境配慮の主な場面＞

- 各業種別に【製造業、運輸業、小売業、サービス業（オフィス）など】
- 事業所・オフィスなどにいるとき
- 原材料を調達するとき
- 生産過程で
- 流通・販売段階で
- 廃棄するとき
- 地域に貢献するとき

### 区の消費者・事業者としての環境行動・行政としての行動

区民や事業者と連携しながら、各主体の環境行動を促進するために必要な情報提供や普及啓発を行います。また、消費者・事業者として、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の取り組みをはじめ、自ら率先して、継続的に環境保全のための行動をとっていきます。

＜区の環境配慮の主な場面＞

- 行政の立場として
- 消費者として
- 事業者として

# Ⅵ－２　環境行動指針

基本目標１

## かけがえのない地球を大切にするまち

（地球環境）

日常生活や事業活動において、環境との関わり方を見直し、エネルギーや資源を節約したり、リサイクルを進めて環境への負荷を減らします。

### 地球温暖化を防ぎます

区　民

- ○ 省エネ型の家電製品を購入・利用します
- ○ 無駄な冷暖房、照明をこまめに消します
- ○ エアコンの温度設定は、夏 28℃、冬 20℃を目安に設定し、フィルターを定期的に清掃します
- ○ テレビやＯＡ機器は、長時間使用しないときは、コンセントを抜き、待機電力を減らします
- ○ 冷蔵庫はものを詰めすぎたり、無駄な開閉をやめます
- ○ お風呂は家族で続けて入り、ふたをきちんとしめます
- ○ 住宅の断熱化をします
- ○ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用を進めます
- ○ 庭や屋上など、身近なみどりを増やします

まめ知識

### 家庭で消費しているエネルギーの用途

家庭からの$CO_2$排出量は、日本全体の 21%と大きな割合を占めています。

これは、家庭でのエネルギー消費量が伸びてきたためで、エネルギー消費機器が増加したことが大きな原因です。

家庭からの温室効果ガス排出量の割合（2000 年）

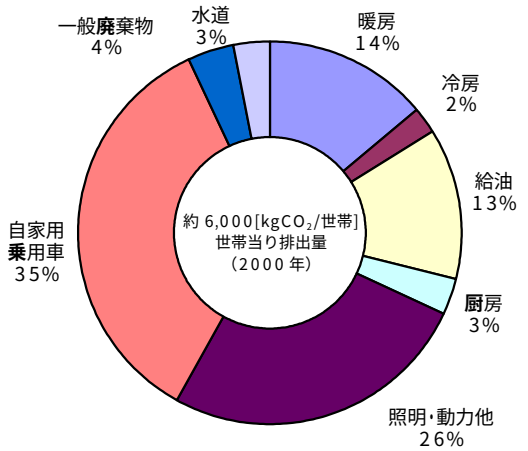


資料：環境省

**事業者**

- ○ 省エネ型の照明・空調設備や OA 機器などを導入します
- ○ 電気やガスなどの燃料の利用量を把握し、削減に努めます
- ○ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用を進めます
- ○ 省エネのためのサマールック運動に取り組みます
- ○ 夜間電力設備などの省エネルギー設備を導入し、エネルギーの有効利用をします
- ○ 屋上緑化や壁面緑化、敷地内の緑化を進めます

**区**

- ○ 省エネ型の照明・空調設備や OA 機器などを導入します
- ○ ISO14001 に基づき、庁舎内の省エネ・省資源のための活動を進めます
- ○ サマールックキャンペーン（軽装となることで冷房温度を高めに設定し、省エネルギーを推進）に取り組みます
- ○ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用を進めるとともに、夜間電力設備などの省エネルギー設備を導入します
- ○ 区民や事業者に省エネ、省資源型ライフスタイル・事業活動を呼びかけます
- ○ 公共施設の屋上緑化や壁面緑化を推進するとともに、民間建築物の屋上、壁面などの緑化を支援します

**まめ知識**

## 省エネルギー講座

### ＜冷暖房を使うとき＞

部屋の中を見回すと、いろいろな工夫ができますね。

### ＜お風呂に入るとき＞

浴槽 1 杯（200L）分のお湯は、シャワーを 16 分（1 分間に 12 L）使う量とほぼ同じです。

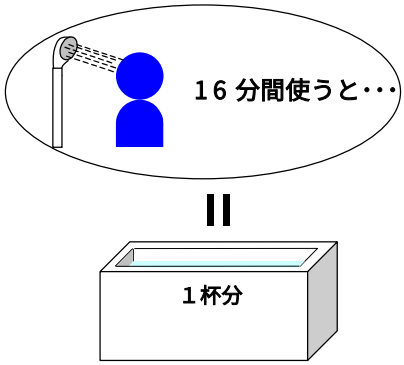


資料：財団法人省エネルギーセンター

## ごみゼロの循環型社会をつくります

区　民

- ○ 余分なものは買わないようにするとともに、家具や家電製品を修理したり、不要品は交換するなど、ものを大切に使ってごみが出ないようにします
- ○ ごみや資源の分別・リサイクルを徹底します
- ○ ごみのポイ捨てや不法投棄はしません
- ○ 家の前や地域の清掃を進んで行い、環境美化に努めます
- ○ 詰替え商品を積極的に利用します
- ○ 食べ残しのない食生活に取り組みます
- ○ エコマークなどの環境ラベルの付いた商品やリサイクル商品を選ぶなど、グリーン購入に取り組みます
- ○ 買い物袋や買い物かごを持参したり、過剰包装を断るなど、ノーレジ袋運動に取り組みます
- ○ 区が指定する「エコクリーン店」やリサイクルショップなど、環境にやさしいお店や事業所を利用します

まめ知識

### 家庭ごみの中身

品川区の家庭から排出されるごみは、４人家族だと、年間 1,126kg（平成 13 年度）にもなります。

平成 14 年度の調査によると、家庭から出される可燃ごみは、厨芥（ちゅうかい）（台所からでる野菜などのごみ）の割合がもっとも多く 45%、次いで紙類が 37%でした。不燃ごみは、プラスチックが 59%を占める一方、その中には、可燃ごみが 17%も混ざっていました。

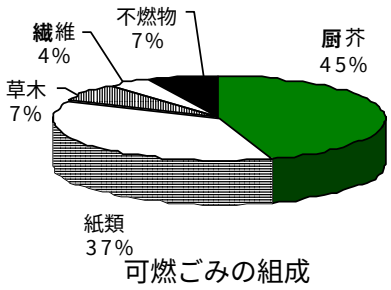


可燃ごみの組成

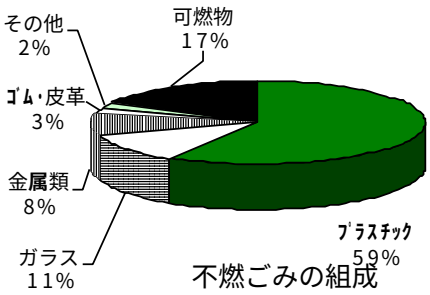


不燃ごみの組成

可燃ごみの組成

不燃ごみの組成

資料：品川区

**事業者**

- ○ 原料や物品調達の際には、リサイクル製品を選ぶなど、グリーン調達に取り組みます
- ○ 産業廃棄物、事業系廃棄物を適正に処理します
- ○ 敷地周辺の清掃活動をするなど、環境美化に取り組みます
- ○ 梱包や包装を簡素化したり、ノーレジ袋運動に取り組みます
- ○ 区が指定する「エコクリーン店」「エコクリーン事業所」に登録できるよう、環境配慮に取り組みます

**区**

- ○ グリーン購入・グリーン調達を実施します
- ○ ノーレジ袋運動を推進します
- ○ 戸別収集を推進します
- ○ ISO14001 に基づき、庁舎内の省資源・リサイクル活動を進めます
- ○ 産業廃棄物の適正処理を指導します
- ○ 区民や事業者に省資源・リサイクル・分別を呼びかけます
- ○ 家庭用生ごみ処理機の利用を支援します

**まめ知識**

## 品川区の主なごみ・資源分別

| 種　類 | 収集頻度 | 内　容 |
|---|---|---|
| 可燃ごみ | 週２回 | 台所ごみ、紙くずなど焼却に適したごみ |
| 不燃ごみ | 週１回 | ビニール、ラップ、プラスチック類、金物、せとものなど焼却に適さないごみ |
| 資　　源 | 週１回 | 新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、缶・びん（飲料用、食用）、乾電池 |
| 粗大ごみ | 申込制 | 家具、自転車などおおむね 30cm 以上の大きなごみ（粗大ごみ受付センターへの申込） |

資料：品川区

まめ知識

## 環境ラベルいろいろ

| マーク | 名称 | 説明　[出典] |
|---|---|---|
| | エコマーク | 環境保全に役立つと認められた商品に表示される。環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的とする。<br>[（財）日本環境協会] |
| | グリーンマーク | 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印としたマーク。[（財）古紙再生促進センター] |
| | 国際エネルギースターロゴ | 日本・経済産業省とアメリカ・環境保護庁が、相互認証のもとに実施している省エネ運動「国際エネルギースタープログラム」に基づいて表示される。ＯＡ機器の待機時における消費電力を低減し、効率的なエネルギー使用を可能とする製品の開発・普及促進を目的とする。[経済産業省] |
| | 再生紙使用マーク | ごみ減量化のために設立されたNGOであるごみゼロパートナーシップ会議で定められたもの。<br>[ごみゼロパートナーシップ会議] |
| | 省エネ性マーク（緑色） | 省エネラベリング制度により、エアコン、冷蔵庫などが国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率をラベルで表示するもので、製品を選ぶ際の性能の比較などに役立つ。 |
| | 省エネ性マーク（橙色） | 緑色は、省エネ基準達成率１００％以上の商品に表示される。<br>橙色は、省エネ基準達成率１００％未満の商品に表示される。〔経済産業省〕 |
| | 良低公害車<br>（有害物質を２５％以上低減させた自動車） | 自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超・優・良の３段階がある。<br>設定の対象とする自動車は、形式指定自動車及び装置型式指定を受けた一酸化炭素など発散防止装置を備えた自動車である。[国土交通省] |
| | 優低公害車<br>（有害物質を５０％以上低減させた自動車） | |
| | 超低公害車<br>（有害物質を７５％以上低減させた自動車） | |

基本目標２

# 水やみどりあふれる自然のあるまち

（自然環境）

公園など、区内に残されている自然や生態系を大切にし、水やみどりを育て、ふれあっていくことが豊かな自然を伝えていくことにつながっていきます。

## 水と親しみます

**区　民**

- ○ 河川や海へのごみの不法投棄はしません
- ○ 台所の排水に生ごみや油を流さないようにします
- ○ 節水コマや風呂水の有効利用など、節水に努めます
- ○ 雨水浸透ますなどを設備し、雨水の有効利用と地下浸透を進めます

**事業者**

- ○ 工場、事業所の排水を適正管理します
- ○ 中水や再生水を利用するなど、節水に努めます
- ○ 雨水浸透ますなどの設備を導入し、雨水の有効利用と地下浸透を進めます

**区**

- ○ 区有施設において透水性舗装や雨水浸透ますなどの雨水利用設備を導入し、雨水の有効利用と地下浸透を進めます
- ○ 水辺の景観の保全と創造を進めます
- ○ 親しみやすい水辺を創出します
- ○ 生活排水や事業所排水についての指導・啓発を行います
- ○ 区民や事業者に節水や水の有効利用を呼びかけます
- ○ 雨水利用設備の整備・普及を支援します

（目黒川）

## みどりを育てます

**区　民**

- ○ ガーデニングをしたり、生け垣による緑化を進めます
- ○ ベランダ緑化、屋上緑化や壁面緑化を進めます
- ○ 花とみどりの相談コーナーを利用します
- ○ 公園や街路を始め地域の緑化活動に参加します

**事業者**

- ○ 屋上緑化や壁面緑化、生け垣緑化を進めます
- ○ 公園や街路を始め地域の緑化活動に協力します

**区**

- ○ 区有施設の屋上緑化や壁面緑化、生け垣緑化を進めます
- ○ 公園や街路の緑化を進めます
- ○ 開発時において緑化を指導します
- ○ 区民や事業者による緑化活動を奨励、支援します

### まめ知識

## 緑の効果

**緑の機能**

- **環境保全機能**
  - ○野鳥や昆虫などに生息空間（隠れ家、棲み家など）や餌を提供し、豊かな生態系を育む
  - ○日差しを遮（さえぎ）り、風を弱めるなど、気象をやわらげる
  - ○大気汚染物質を吸収し、空気をきれいにする
  - ○地下水をかん養して、水循環を助ける
  - ○騒音を低減する
- **ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ機能**
  - ○自然とのふれあいやスポーツを楽しむ場となる
  - ○人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれる
  - ○地域で花や緑を育てることを通じて、コミュニティを形成する
- **景観形成機能**
  - ○都市景観にうるおいを与える
  - ○巨樹・巨木が歴史や文化あるいは地域のシンボルとなる
- **防災機能**
  - ○火災の延焼を防止する
  - ○生け垣化により塀の倒壊を防ぐ
  - ○避難場所や救援・救助活動の拠点となる

※人間は、一人あたり１日０．７５ｋｇの酸素を消費し、１ｋｇの二酸化炭素を排出しています。１ｈａのスギ林は約８０人が１日で消費する酸素を発生するといわれています。

資料：財団法人　建築環境・省エネルギー機構

## 身近な自然を大切にします

**区　民**

- ○ 公園や遊歩道を利用して自然に親しみ、自然環境保全に努めます
- ○ 貴重な動植物の保護運動に参加します
- ○ 区民農園を利用します
- ○ 家庭菜園に取り組みます

**事業者**

- ○ 身近な自然環境の保護･育成に協力します
- ○ 開発の際には、生態系への配慮を行います
- ○ 社内行事などで、自然とふれあう機会を増やします

**区**

- ○ まちづくりにおける自然環境・景観との調和、生態系への配慮をしていきます
- ○ 水と緑のネットワーク化を進めます
- ○ 区民農園の整備・利用を進めます
- ○ 区内の自然環境調査を実施し、自然環境に関する情報を提供します

**まめ知識**

### 身近な自然にふれあえる主な区立公園

＜戸越公園＞
　肥後(熊本)藩主細川家の抱屋敷の庭園を利用して造られた公園です。池を中心に渓谷や滝、築山などとともに薬医門、冠木門などがあり、かつての大名屋敷をしのばせる公園です。
ウメ、サクラ、シャクナゲ、イチョウなど四季折々の草花も楽しめます。

＜しながわ区民公園＞
「花とひろばと水と緑の公園」をテーマにつくられた区を代表する公園です。桜の広場にある150 本のソメイヨシノをはじめ、公園内には100 種に及ぶ木が植えられています。
「しながわ水族館」をはじめ、デイキャンプもできる「遊びの広場」や「サイクリングロード」、「スポーツ広場」など子どもから大人まで楽しめます。

基本目標３

# 健康で安全な生活環境のまち

（生活環境）

大気汚染や騒音・振動、化学物質問題など、私たちの健康や安全に影響を及ぼす環境問題に関心を持ち、日常生活や事業活動における配慮に努めます。

## すこやかなくらしを守ります

**区　民**

○ 楽器やテレビなどの音量で、近隣に迷惑をかけないようにします
○ 掃除機･洗濯機･エアコンなどの購入時は低騒音型を選びます
○ エアコンの室外機や給湯器などの据付けは、できるだけ隣家から離します
○ 食品や洗剤、塗料などに使われている化学物質と健康について関心を持ちます
○ 生活用品は、なるべく自然素材のものを使います
○ 食品には、安全なものを選びます
○ 旬の食材を選んで使います

**事業者**

○ 工場・事業所からの大気汚染、騒音・振動は法規制や条例を遵守します
○ 化学物質に関する法規制や条例を遵守します
○ 有害物質の適正管理・処理を行います
○ 有害物質を含まない製品の開発、製造・販売に努めます

**区**

○ 区民や事業者（工場・事業所など）に大気汚染、騒音・振動、化学物質に関する情報提供や指導を行います
○ 騒音･振動問題の解決に向けて、区民や事業者に協力を呼びかけます
○ 区内の環境調査（大気汚染･騒音･振動）を実施し、情報を提供します

まめ知識

## 騒音の目安

| （ｄＢ） | 騒音の目安 |
|---|---|
| １２０ | 飛行機のエンジン近く |
| １１０ | 自動車の警笛（前方２ｍ） |
| １００ | 電車の通るときのガード下 |
| ９０ | 大声による独唱・騒々しい工場内 |
| ８０ | 地下鉄の電車 |
| ７０ | 電話のベル・騒々しい事務所 |

| （ｄＢ） | 騒音の目安 |
|---|---|
| ６０ | 静かな乗用車・普通の会話 |
| ５０ | 静かな事務所 |
| ４０ | 市内の深夜・図書館 |
| ３０ | ささやき声 |
| ２０ | 木の葉のふれ合う音 |

資料：（社）産業環境管理協会

まめ知識

## 魚が住める水質にするために

魚が住める水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が 5mg/L 程度以下です。台所から流す汚れのもとを魚が住める水質にするためには、風呂おけ（300L）で何杯分必要でしょうか。

| 汚れのもと | 風呂おけの杯数 |
|---|---|
| しょう油<br>大さじ１杯<br>（15 mL） | １．５杯 |
| 米のとぎ汁<br>米３カップのとぎ汁<br>（2 L） | ４杯 |
| みそ汁<br>お碗１杯<br>（200 mL） | ４．７杯 |
| マヨネーズ<br>大さじ１杯<br>（15 mL） | １２杯 |

| 汚れのもと | 風呂おけの杯数 |
|---|---|
| 牛乳<br>コップ１杯<br>（180 mL） | ９．４杯 |
| ジュース<br>コップ１杯<br>（180 mL） | １３杯 |
| 缶コーヒー<br>コップ１杯<br>（180 mL） | １４杯 |
| てんぷら油<br>（500 mL） | ３３０杯 |

資料：大阪府公害監視センター

## きれいな空気を守ります

**区　民**

- ○ アイドリングストップを実行します
- ○ 運転するときは、急発進、急加速や空ぶかしを止めます
- ○ できるだけ自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます
- ○ ノーカーデイに協力します
- ○ 自動車の買い替えの際には、低公害車を購入します

**事業者**

- ○ アイドリングストップを実行します
- ○ 社有車を運転するときは、急発進、急加速や空ぶかしを止めます
- ○ 都によるディーゼル車規制を遵守します
- ○ 焼却炉やボイラーは適正な燃焼管理と排ガス処理を行います
- ○ 通勤の際には、できるだけ自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます
- ○ 物流の効率化を進めます
- ○ ノーカーデイに協力します
- ○ 社有車の買い替えの際には、低公害車を導入します

**区**

- ○ 庁有車のアイドリングストップを実行します
- ○ 庁有車を運転するときは、急発進、急加速や空ぶかしを止めます
- ○ 区民や事業者に自転車や公共交通機関の利用や、環境に配慮した自動車の運転を呼びかけます
- ○ 区民や事業者にノーカーデイへの協力を呼びかけます
- ○ 区有施設の駐車場ではアイドリングストップを呼びかけます
- ○ 庁有車の買い替えの際には、低公害車を導入するとともに、委託業者に対しては低公害車の導入・利用を呼びかけます
- ○ ディーゼル車の環境負荷低減のための支援をします

**まめ知識**

### 自動車の上手な使い方

燃料の無駄を減らし、大気汚染と地球温暖化を防ぐため、アイドリング・ストップを心がけましょう。

40km 走行毎に 1 回、5 分間のアイドリングストップをすると･･･
年間でガソリン 16.25 L の省エネ　　→約 1,710 円の節約、37.4kg の $CO_2$ 削減

資料：財団法人省エネルギーセンター

基本目標４

# 環境に配慮した快適なまち

（快適環境）

環境に配慮した快適で美しい街づくりを進めるために、区民・事業者・区のそれぞれの立場で、取り組みます。

## 人にやさしい地域づくりを進めます

**区　民**

- ○ 自転車の放置や車の違法駐車を止めます
- ○ 住宅の買い替え、改築、改修時には、環境に配慮した家づくりを行います
- ○ 地域のオープンスペースの確保に協力します

**事業者**

- ○ 環境や景観に配慮した建築・開発を進めます
- ○ 敷地内をはじめ、地域のオープンスペースの確保に努めます
- ○ 環境共生住宅の建築・普及に努めます
- ○ みどりの顕彰制度に参加します

**区**

- ○ 景観に配慮した道路整備を進めます
- ○ 高齢者、障害者に配慮した歩きやすい歩道の整備を進めます
- ○ みどりの顕彰制度を普及させます
- ○ 環境共生住宅の建築・普及を促進・支援します
- ○ 環境や景観に配慮した建築・開発を指導します
- ○ 自転車の放置や車の違法駐車の防止及び指導をします

## まめ知識

### 環境共生住宅

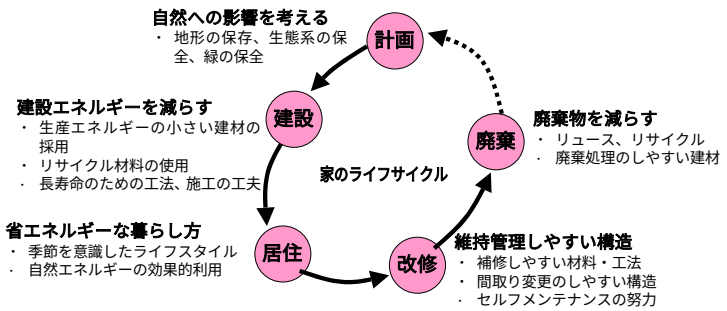


資料：財団法人　建築環境・省エネルギー機構

## 美しさを感じる街なみづくりを進めます

**区　民**

○ 歩きながらの喫煙及び吸い殻、空き缶などのポイ捨てはしません
○ 品川区の歴史・文化財を大切にします
○ 郷土文化や伝統芸能を子どもたちに伝えます

**事業者**

○ 看板など、広告物を設置する際は、道にはみ出さないなど、周辺の迷惑にならないように配慮します
○ 工場・事業場を新築するときは、建物の色や看板などが周辺の景観と調和するように配慮します
○ たばこや空き缶などのポイ捨ての防止に努めます
○ 地域の文化資源の保護育成に協力します

**区**

○ 品川区の歴史的資源を活用した都市景観の形成に努めます
○ 条例に基づき、歩きたばこや吸い殻・空き缶などのポイ捨ての防止・指導を強化します
○ 歴史や文化財の紹介や保全・継承のための支援を行います

（オーバルコート大崎）

基本目標５

# 環境への思いやりを皆で育てるまち

（環境活動）

日頃から、環境問題に関心を持ち、日常生活や学校教育・社会教育の場を通じて、環境学習を積極的に進めていきます。

## それぞれが進んで環境保全に取り組みます

**区　民**

- ○ 本、テレビ、新聞のほか、広報やインターネットなどを通じて、環境情報を入手し、活用します
- ○ 家庭内での省エネ･省資源をはかり、環境家計簿などに積極的に取り組みます
- ○ ノーレジ袋運動に積極的に取り組みます
- ○ ごみリサイクルカレンダーを利用します
- ○ ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組みます

**事業者**

- ○ 本、テレビ、新聞のほか、業界紙などを通じて、環境情報を積極的に入手し、活用します
- ○ 事業活動にあたり、省エネ･省資源に積極的に取り組みます
- ○ ISO14001 など環境管理規格の認証取得に努めます

**区**

- ○ 区民や事業者に環境情報を発信するとともに、啓発・普及を推進します
- ○ 環境ＩＳＯを学校や家庭へ普及・促進します
- ○ セミナーの開催や事例集の作成など、区内事業者による ISO14001 の認証取得を支援します

資料：品川区

## パートナーシップを育てます

**区　民**

○ 環境に関するイベントに参加します
○ 地域や区の環境活動に参加します

**事業者**

○ 環境に関するイベントに参加・協力します
○ 事業所の見学会を開催するなど、区民との交流を深めます
○ 地域や区の環境活動に参加します

**区**

○ 区民の環境意識に関する調査を実施します
○ 環境に関するイベントを普及・促進します
○ 情報交換など、交流の場を提供します
○ 区民や事業者などの環境活動を支援します

### まめ知識

#### ノーレジ袋運動

#### ペットボトル・空き缶の回収機

ペットボトルや空き缶を回収機に投入しポイントを貯めると、商品券に交換できます。

## 環境学習を進めます

**区　民**

- ○ 環境に関するイベントや学習会に参加します
- ○ 環境リーダーとして、地域で活動します
- ○ 環境学習パンフレット・教材を利用します
- ○ こどもエコクラブの活動を支援します

**事業者**

- ○ 社内で環境保全に関する研修や環境学習会を実施します
- ○ 環境保全の担当者を設置するなど、社内体制を強化します
- ○ 環境学習会に参加・協力します

**区**

- ○ 職場で環境保全に関する研修や環境学習会を実施します
- ○ 学校での環境教育を推進します
- ○ 環境学習会を支援・推進します
- ○ 環境リーダーを育成したり、活動を支援します

### まめ知識

## 区立小学校での環境学習

「総合的な学習の時間」などをつかって、身近な環境問題について勉強し、アイデアを活かした発表をしています。

# 資　料

・区の環境関連助成制度..... 86
・区の環境関連事業 ..... 86
・国・東京都の主な環境施策..... 87
・主な環境関連法律など..... 89
・環境基準..... 92
・平成 14 年度環境意識調査の内容・区民が残したいみどり ..... 94
・用語集..... 97
・環境方針.....101
・環境計画策定懇談会委員名簿・検討経過.....102

## ■区の関連助成制度

| 名　　称 | 助　成　内　容 | 問合せ先 |
|---|---|---|
| 屋上緑化等助成制度（新築及び既存住宅） | 建築物の屋上、ベランダ、壁面等を緑化する場合の費用の一部 | 道路公園課 |
| 生垣助成 | ①　生垣・植栽をする費用の一部<br>②　既存の塀を撤去する費用の一部<br>③　植込縁石やフェンスなどを設ける費用の一部 | 道路公園課 |
| 雨水浸透施設設置助成 | ①　雨水浸透ます設置にかかる費用の一部<br>②　雨水浸透地下埋設管（雨水浸透トレンチ）設置にかかる費用の一部 | 下水道河川課 |
| 環境共生住宅助成 | 区民が区内施行業者を利用して、自己居住用住宅に太陽光発電設備・太陽熱温水器（新築を含む）の設置や断熱構造化工事等を行う場合の工事費用の一部 | 住宅課 |
| 家庭用生ごみ処理器助成 | 区で斡旋している指定の生ごみ処理器（埋め込み型か地上設置型）について、購入費用の一部 | 清掃リサイクル課 |
| ＩＳＯ取得経費助成 | 品川区内の事業所が「ISO14001シリーズ」の認証取得に要する費用の一部 | 産業振興課 |

## ■区の環境関連事業

| 名　　称 | 事　業　内　容 | 問合せ先 |
|---|---|---|
| 花とみどりの相談 | 毎週月曜、水曜、金曜の午前 9 時から午後 4 時 30 分までに、庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を受けるコーナーを設置 | 道路公園課 |
| みどりの顕彰制度 | 建物を新築したり増改築したりする際、周辺地域の環境および景観の向上に資するような優れた緑化を行った事業主を選び顕彰する制度 | 道路公園課 |
| まちづくり専門家派遣事業 | まちづくりの専門家を派遣し、まちづくり活動に対するアドバイスや事業計画案作成の補助 | 住環境整備課 |
| まちづくり補助金交付事業 | まちづくりを目的として活動している協議会などの団体に、活動経費の一部を補助 | 住環境整備課 |
| 公害測定機器貸出 | 品川区に住所又は、勤務先を有する方へ測定機器（騒音計・振動計等）の貸出 | 環境課 |

# ■国の主な環境施策

| 目　的 | 目　標 | 施　策 |
|---|---|---|
| 脱温暖化・循環型の持続可能な社会の迅速な構築 | 持続可能な社会の基盤づくり | 政府一体となった京都議定書目標達成計画の着実な実行 |
| | | 脱温暖化型ライフスタイル（環のくらし）を目指した日常生活の改革 |
| | | 脱温暖化社会の構築に向けた費用効果的な対策及び国際協力の推進 |
| | | 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用の促進に向けた取組の拡充 |
| | | 廃棄物の適正処分・不法投棄対策の強化 |
| | | 健全な水循環に資する合併処理浄化槽の整備強化 |
| | 経済のグリーン化・環境ビジネスの推進 | 環境ビジネスの活性化等による経済のグリーン化の推進 |
| | | 環境研究・環境技術開発の促進 |
| 生態系の保全・再生による良好な地域環境の創造 | 生態系の保全・再生による良好な地域環境の創造 | 自然環境の再生の推進 |
| | | 生態系保全の取組の強化 |
| | | 国立公園等の自然を活用した地域づくり |
| | | 自然環境データの整備 |
| 地域環境の安全性と国民の安心の確保 | 地域環境の安全性と国民の安心の確保 | 化学物質による環境リスクの評価・低減及びリスクコミュニケーションの推進 |
| | | 粒子状物質など大気汚染物質の排出削減への取組等の推進 |
| | | 水環境・土壌環境の改善に向けた取組の推進 |
| | | 公害健康被害の補償と予防 |
| 環境保全活動の活性化、環境教育・学習の拡充 | 環境保全活動の活性化、環境教育・学習の拡充 | 民間の自発的な環境保全活動への支援の拡充 |
| | | 環境教育・環境学習の充実 |
| アジア・太平洋地域の持続可能な社会づくりへの貢献 | | |
| 環境行政推進のための基盤強化 | | |

（資料：平成１５年度環境省重点施策）

# ■東京都の主な環境施策

| 目　的 | 目　標 | 施　策 |
|---|---|---|
| 健康で安全な環境の確保 | 自動車公害対策の徹底 | ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底 |
| | | 次世代技術による自動車の環境性能の向上 |
| | | 自動車への依存を減らす都市づくり |
| | 有害化学物質対策の推進 | 有害化学物質の規制、監視の強化 |
| | | 予防原則とリスク・コミュニケーション |
| | | 水質・土壌の回復 |
| | 騒音・振動等の防止 | 道路交通騒音・振動の防止 |
| | | 航空機、鉄道、工場等における騒音・振動の防止 |
| | | 悪臭の防止 |
| | | 低周波音・電磁波対策 |
| | | 日照阻害、風害、電波障害、光害の対策 |
| 都市と地球の持続可能性の確保 | 地球温暖化の防止 | エネルギー需要マネジメント |
| | | 自然エネルギーなどの導入と活用 |
| | | 経済的手法の検討 |
| | | 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策 |
| | ヒートアイランド対策の展開 | 都市レベルでの対策 |
| | | 街区、建築物での被覆対策 |
| | | 人口排熱の抑制対策 |
| | 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進 | 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 |
| | | 環境負荷が少なく、信頼性の高い中間処理・最終処分の推進 |
| | | 不法投棄など不適正処理の撲滅 |
| 自然環境の保全と再生 | 緑の保全と再生 | 多摩の森林と丘陵地の保全と再生 |
| | | 市街地における緑の回復と農地の保全 |
| | 水質の保全と水循環・水辺環境の再生 | 河川・海域における水質の保全 |
| | | 水循環の再生 |
| | | 水辺環境の保全と再生 |
| | 生物多様性の確保と自然とのふれあい | 生物多様性の確保 |
| | | 環境と観光の調和 |
| | | 生活の中での身近な自然の回復 |
| 環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み | | 環境配慮を優先した都市づくりの推進 |
| | | 経済的手法の活用 |
| | | 環境産業の育成 |
| | | 首都圏連携と広域自治体としての役割 |
| | | 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進 |
| | | 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用 |
| | | 率先行動の拡大 |
| 環境の確保に関する配慮の指針 | | 都市づくりにかかわる配慮の指針 |
| | | 全般的な環境確保にかかわる配慮の指針 |



（資料：東京都環境基本計画）

# ■主な環境関連法律など

| 分　類 | 行政施策 | 公布日及び最終改正 |
|---|---|---|
| 環境全般 | 環境基本法 | 平成 5 年 11 月 19 日　公布<br>平成 14 年 7 月 12 日　最終改正 |
| 公害 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 昭和 46 年 6 月 10 日　公布<br>平成 11 年 12 月 22 日　最終改正 |
| 大気環境 | 大気汚染防止法 | 昭和 43 年 6 月 10 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 自動車 NOx･PM 法<br>（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法） | 平成 4 年 6 月 3 日　公布<br>平成 14 年 6 月 19 日　最終改正 |
| | ダイオキシン類対策特別措置法 | 平成 11 年 7 月 16 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| 水環境 | 水質汚濁防止法 | 昭和 45 年 12 月 25 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 河川法 | 昭和 39 年 7 月 10 日　公布<br>平成 14 年 3 月 30 日　最終改正 |
| | 工業用水法 | 昭和 31 年 6 月 11 日　公布<br>平成 12 年 5 月 31 日　最終改正 |
| 化学物質 | PCB 特別措置法<br>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法） | 平成 13 年 6 月 22 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | PRTR 法<br>（環境汚染物質排出管理改善促進法） | 平成 11 年 7 月 13 日　公布<br>平成 14 年 12 月 13 日　最終改正 |
| 騒音 | 騒音規制法 | 昭和 43 年 6 月 10 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| 振動 | 振動規制法 | 昭和 51 年 6 月 10 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| 悪臭 | 悪臭防止法 | 昭和 46 年 6 月 1 日　公布<br>平成 12 年 5 月 17 日　最終改正 |

| 分　類 | 行政施策 | 公布日及び最終改正 |
|---|---|---|
| エネルギー | エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 | 平成 5 年 3 月 31 日　公布<br>平成 15 年 5 月 9 日　最終改正 |
| | 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法 | 平成 9 年 4 月 18 日　公布<br>平成 14 年 12 月 11 日　最終改正 |
| | 省エネ法<br>（エネルギーの使用の合理化に関する法律） | 昭和 54 年 6 月 22 日　公布<br>平成 14 年 12 月 11 日　最終改正 |
| | エネルギー政策基本法 | 平成１４年6月１４日　公布 |
| 廃棄物・リサイクル | 循環型社会形成推進基本法 | 平成 12 年 6 月 2 日　公布 |
| | 廃棄物処理法<br>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） | 昭和 45 年 12 月 25 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 容器包装リサイクル法<br>（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律） | 平成 7 年 6 月 16 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 家電リサイクル法<br>（特定家庭用機器再商品化法） | 平成 10 年 6 月 5 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 建設リサイクル法<br>（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律） | 平成 12 年 5 月 31 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 食品リサイクル法<br>（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律） | 平成 12 年 6 月 7 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| | 自動車リサイクル法<br>（使用済自動車の再資源化等に関する法律） | 平成 14 年 7 月 12 日　公布<br>平成 15 年 6 月 18 日　最終改正 |
| 資源の有効利用 | グリーン購入法<br>（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律） | 平成 12 年 5 月 31 日　公布 |
| | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 平成 3 年 4 月 26 日　公布<br>平成 14 年 2 月 8 日　最終改正 |
| 温暖化 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 平成 10 年 10 月 9 日　公布<br>平成 14 年 6 月 7 日　最終改正 |

| 分　類 | 行政施策 | 公布日及び最終改正 |
|---|---|---|
| 環境アセスメント | 環境アセスメント法<br>（環境影響評価法） | 平成 9 年 6 月 13 日　公布<br>平成 12 年 5 月 19 日　最終改正 |
| 自然環境 | 自然環境保全法 | 昭和 47 年 6 月 22 日　公布<br>平成 14 年 7 月 12 日　最終改正 |
| | 自然公園法 | 昭和 32 年 6 月 1 日　公布<br>平成 14 年 4 月 24 日　最終改正 |
| | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 平成 4 年 6 月 5 日　公布<br>平成 15 年 6 月 20 日　最終改正 |
| | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 平成１４年 7 月 12 日　公布 |
| | 自然再生推進法 | 平成１４年１２月１１日　公布 |
| | 森林法 | 昭和 26 年 6 月 26 日　公布<br>平成 15 年 5 月 30 日　最終改正 |
| 土壌環境 | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 | 昭和 45 年 12 月 25 日　公布<br>平成 11 年 12 月 22 日　最終改正 |
| | 土壌汚染対策法 | 平成 14 年 5 月 29 日　公布 |
| 環境教育 | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 | 平成 15 年 7 月 25 日　公布 |
| 条例（東京都） | 環境確保条例<br>（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例） | 平成 12 年 12 月 22 日　公布<br>平成 13 年 12 月 26 日　最終改正 |

# ■環境基準

## ＜大気＞

### 大気汚染に係る環境基準

| 区分 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境基準 | １時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。 | １時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。 | １時間値の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。 | １時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 評価 | １日平均値の２％除外値が 0.04ppm 以下であること。 | １日平均値の２％除外値が 10ppm 以下であること。 | １日平均値の２％除外値が 0.1mg/m³ 以下であること。 | １日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | ―――― |
| | 年間における 1 日平均値のうち高い方から２％の範囲内にあるものを除外したもの（１日平均値の２％除外値）について行う。ただし、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。 | | | 年間における１日平均値のうち低い方から 98％に相当するもの（1 日平均値の 98%値）について行う。 | |
| 評価 | １時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。 | １時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。 | １時間値の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。 | ―――― | 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 |

## ＜水質＞

### １　人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.01mg／l 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg／l 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg／l 以下 |
| 鉛 | 0.01mg／l 以下 | トリクロロエチレン※ | 0.03mg／l 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg／l 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg／l 以下 |
| 砒素 | 0.01mg／l 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg／l 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg／l 以下 | チウラム | 0.006mg／l 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | シマジン | 0.003mg／l 以下 |
| ＰＣＢ | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg／l 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg／l 以下 | ベンゼン | 0.01mg／l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg／l 以下 | セレン | 0.01mg／l 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg／l 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg／l 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg／l 以下 | ふっ素 | 0.8mg／l 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg／l 以下 | ほう素 | 1mg／l 以下 |

備考　１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。
　　２　海域については、「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

### ２　生活環境の保全に関する環境基準

#### （１）河川（湖沼を除く。）

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（pH） | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 浮遊物質量（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌群数 |
| D | 工業用水２級農業用水及びＥの欄に掲げるもの | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8mg/l 以下 | 100mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | ―――― |
| E | 工業用水３級環境保全 | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 10mg/l 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/l 以上 | ―――― |

備考　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
注　１　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　２　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## （2）海域

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | 溶存酸素量（ＤＯ） | 大腸菌群数 | n-ヘキサン抽出物質（油分等） |
| C | 環境保全 | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | ―――― | ―――― |

備考　水素イオン濃度(ｐＨ)と溶存酸素(ＤＯ)の基準値は、日間平均値とし、化学的酸素要求量(ＣＯＤ)の基準値は、年間 75%値とする。
注　1　　環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

# ＜騒音＞

## 1　騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間（午前 6 時～午後 10 時） | 夜間（午後 10 時～午前 6 時） |
| ＡＡ | ５０デシベル以下 | ４０デシベル以下 |
| Ａ及びＢ | ５５デシベル以下 | ４５デシベル以下 |
| Ｃ | ６０デシベル以下 | ５０デシベル以下 |

注　１ＡＡ：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
　　２　Ａ：専ら住居の用に供される地域とする。
　　３　Ｂ：主として住居の用に供される地域とする。
　　４　Ｃ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 |
| Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | ６０デシベル以下 | ５５デシベル以下 |
| Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域 | ６５デシベル以下 | ６０デシベル以下 |

## 2　自動車騒音に係る環境基準

| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|---|---|---|---|
| | | 昼間 | 夜間 |
| 1 | ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

備考　ａ区域、ｂ区域及びｃ区域とは、それぞれの次の各号に揚げる区域をいう。
　　1　ａ区域：専ら住居の用に供される区域
　　2　ｂ区域：主として住居の用に供される区域
　　3　ｃ区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域は次表による。

| 範囲 | 時間の区分 | |
|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 |
| ２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートルの範囲 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| ２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルの範囲 | | |

# ＜ダイオキシン類＞

## ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|---|
| 大気 | 0.6pg-TEQ／$m^3$ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ／l 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ／g 以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ／g以下 |

備考　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

# ■平成 14 年度環境意識調査の内容

**＜住まいの近くで見かける「みどり」、もっとあればよいと思う「みどり」＞**

地域で見かけるのは「公園の緑」が突出。もっとあればよいのは「街路樹など道路の緑」が最多

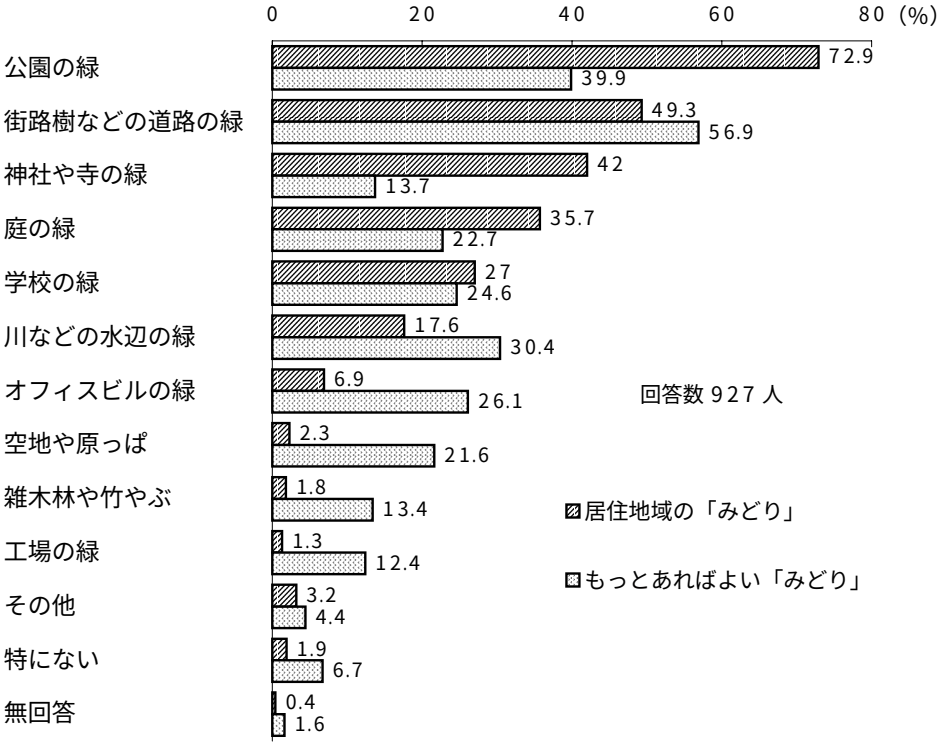


**＜残したい区内の環境（自由回答）＞**

１位「戸越公園」、２位「目黒川」、３位「林試の森公園」。公園や寺・神社が上位

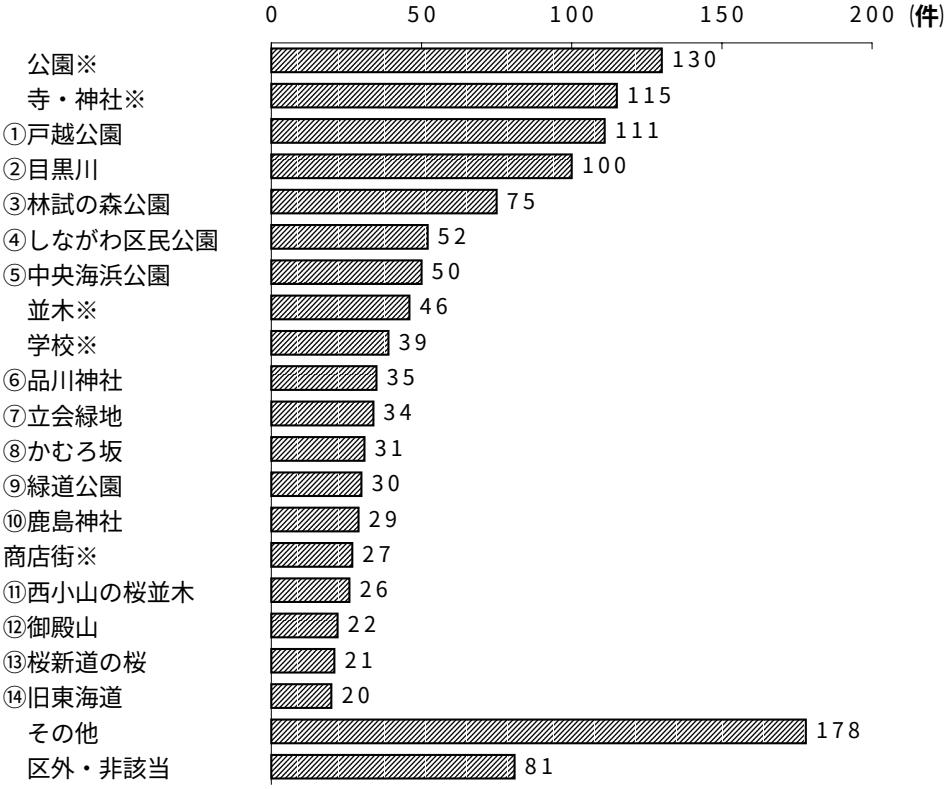

## ＜関心のある環境問題＞

「地球温暖化」「オゾン層破壊」「地球規模の森林減少」「自動車等による大気汚染」が上位

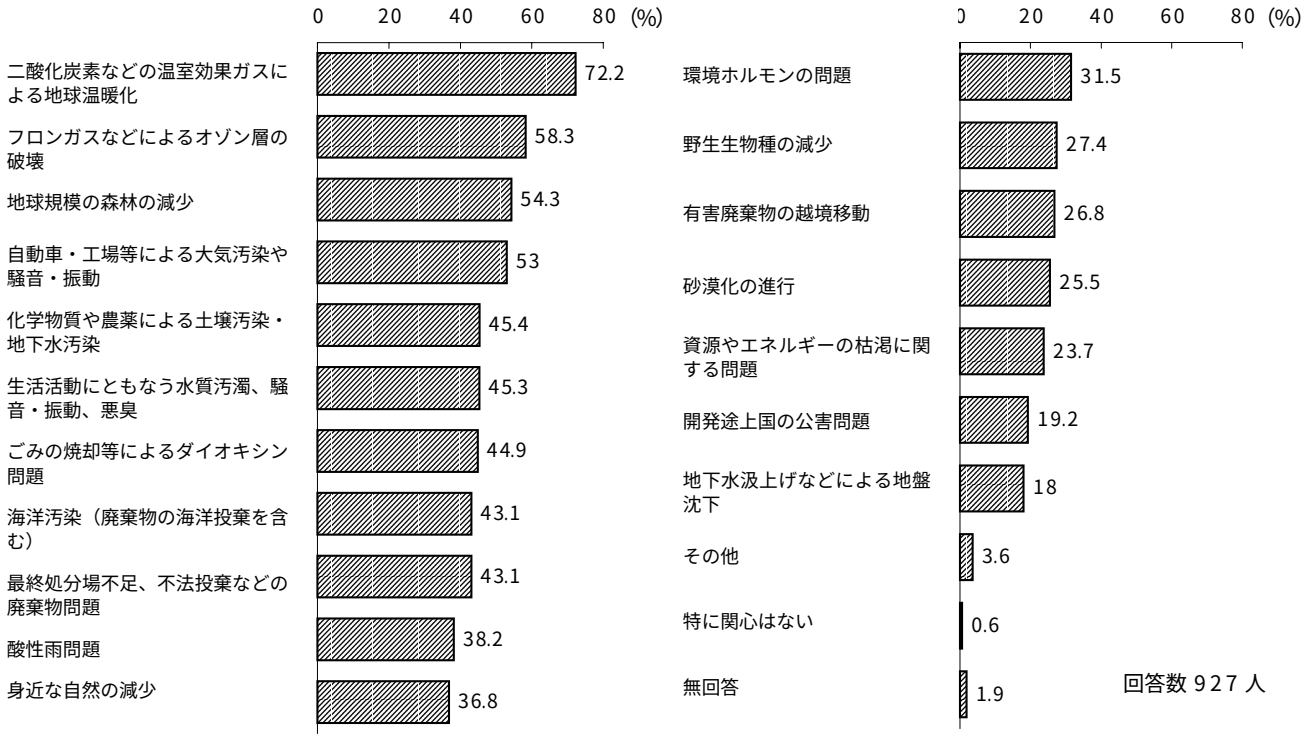


## ＜企業の環境保全に対する取り組み＞

工場、商店とも「社会的責任から不可欠」が最多

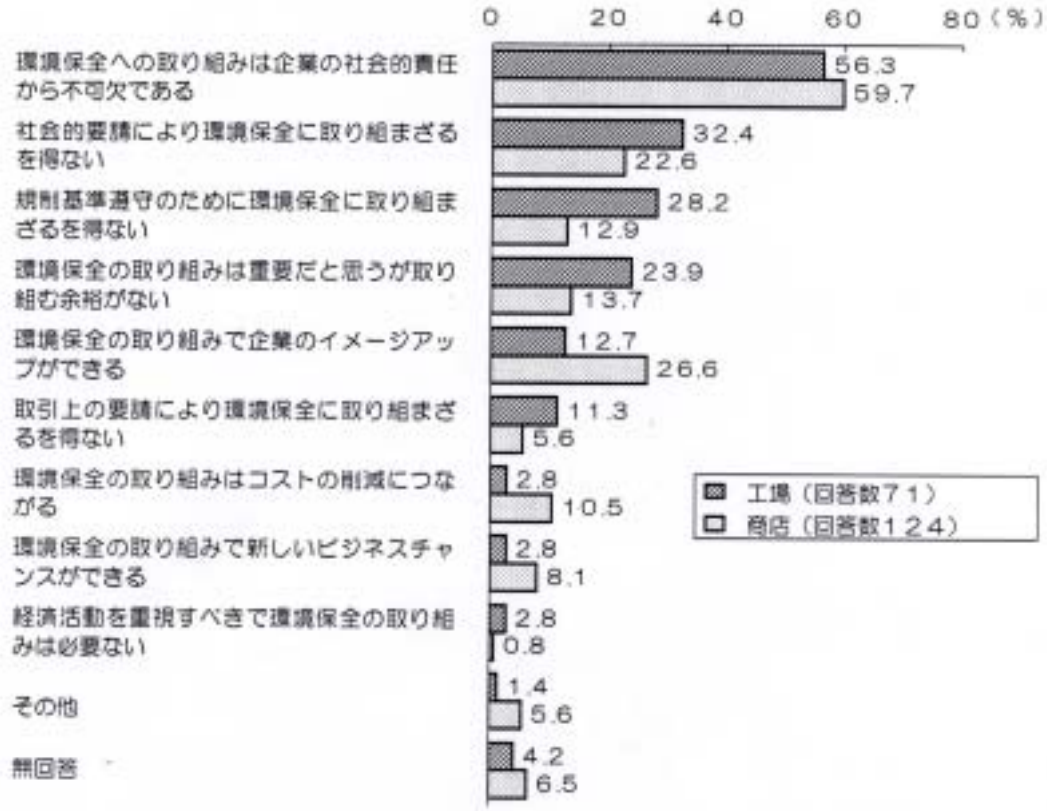

# ■区民が残したいみどり

## 池田山公園

●注目すべき植物：ホソバカナワラビ、コウホネ
マメヅタ、ヤマブキソウ

●よくみかける鳥：シジュウカラ、ハシブトガラス
など

## 林試の森公園

●注目すべき植物：シジガラシ、
キハギ、マルバヤナギ、ウラジロ
ガシ、トサミズキ

●よく見かける鳥：ハシブトガラス、
シジュウカラ　　など

## 品川神社

燈ろう・水盤など貴重な
石造物が多い。北品川宿
の鎮守で、北の天王様と
して親しまれている。

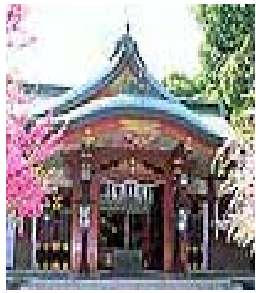

## 目黒川の桜

汚染がひどかった川も人々の努力で
よみがえりつつあります。両岸には、
桜や柳の並木がたくさんあり、付近
のビジネス街と行き交う人々が都市
の風景をつくります。

## しながわ区民公園

●注目すべき植物：ホラシノブ
ホソバカナワラビ

●よく見かける鳥：ムクドリ、
ハシブトガラス　　など

# ■用語集

| 五十音順 | 用　語 | 説　明 |
|---|---|---|
| あ | ISO14001 | ISO とは、世界の規格を統一する機関のことで、国際標準化機構（International Organization for Standardization）という国際機関の略称。ISO14001 は ISO が定めた環境マネジメント（管理）に関する国際規格のこと。企業において、自らの事業活動を環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理するシステム。 |
| | 悪臭防止法 | 工場及び事業所における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。 |
| | 雨水浸透施設<br>（雨水浸透ます） | 降雨を地表面から地中に浸みこませるための施設。都会化にともない、雨水の浸透性のよい地表面の割合が減少して流出率の増加につながるため、浸透性舗装、浸透性雨水ますなどによって雨水の地下浸透を図る。 |
| | 硫黄酸化物(SOx) | 硫黄酸化物の総称で、SOx と略称される。二酸化硫黄、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。工場や火力発電所で、石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物として排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。 |
| | エコクリーン店 | 品川区において、再生品の販売など環境にやさしい店を認定し、広報やホームページなどで区民に紹介する制度。 |
| | おもちゃの病院 | 品川区では、壊れたおもちゃをボランティアの方が無料で修理している。 |
| | 温室効果ガス | 温室効果ガスは、赤外線を吸収し、吸収した熱の一部を地表に向けて放射するため、地表面と下層大気が温められ、地表面はより高い温度になる。これを「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス（HFC、PFC）、六フッ化硫黄の 6 種類の温室効果ガスを定めている。 |
| か | 環境教育 | 国際的規範として評価されている、ベオグラード憲章では、環境教育の目標を関心、知識、態度、技術、評価、参加の 6 項目にまとめている。環境教育は一部の学校教育や社会教育にとどまるものではなく、生涯にわたってあらゆる主体に対して行われ、またその結果は、頭の中の知識に終わることなく何らかの環境を守る行動に移されることが求められている。 |
| | 化学的酸素要求量（COD） | 過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。海域や湖沼の汚濁度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚れていることになります。 |
| | 環境マネジメントシステム | ＩＳＯ１４００１の項を参照 |

| 五十音順 | 用　語 | 説　明 |
|---|---|---|
| か | 環境ホルモン | 外因性内分泌攪乱物質の通称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。近年、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があると指摘されている。ダイオキシン類は環境ホルモンの一種といわれている。 |
| | 化石燃料 | 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものというのが定説である。 |
| | 協働 | 区、区民、事業者及び民間団体などといった地域社会の構成員がそれぞれの立場を認識し、相互に連携して積極的にその役割を果たしていくことを表現したものであり、換言すればこれら各主体の良好なパートナーシップを区民参加の理想的な形態として表したものである。 |
| | 京都議定書 | 1997 年 12 月、気候変動枠組条約の第 3 回の締約国会議（京都会議）において採択された、先進国の温室効果ガス排出削減目標などを定める法的文書のこと。2008 年から 2012 年までの間に先進締約国全体で 1990 年比 5.2%削減という数値目標が定められている。数値目標は各国ごとに差がつけられ、日本は 6%、米国は 7%、EU は 8%の削減が課されている。日本は、2002 年に京都議定書を批准した。 |
| | グリーン購入 | 環境に配慮している商品を積極的に購入すること。平成 13 年 4 月に「国などによる環境物品などの調達の推進などに関する法律」（グリーン購入法）が施行され、国や地方公共団体における、グリーン購入の推進が義務付けられた。 |
| | 交通需要マネジメント(TDM) | 都市または地域レベルの道路交通による混雑を、交通容量の拡大でなく交通の需要を調整することによって緩和すること。 |
| | 固定発生源 | 大気汚染物質の発生源のうち、自動車・船舶などの移動発生源に対して、工場・事業所をいう。 |
| さ | シックハウス症候群 | 建物の居住者が、建物の建材などから放散する化学物質が原因でのめまい、吐き気、頭痛、平衡感覚の失調や呼吸器不全などの体の不調を感じること。 |
| | 振動規制法 | 工場及び事業所における事業活動並びに建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請などの措置を定めることなどの発生源対策・伝搬経路対策により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするもの。 |

| 五十音順 | 用　語 | 説　明 |
|---|---|---|
| さ | 新エネルギー | ・　バイオマス（生物起源）発電：植物などの生物体（バイオマス）を構成している有機物は、固体燃料、液体燃料、気体燃料に変えることができる。<br>・　廃棄物発電：廃棄物焼却に伴い、発生する高温燃焼ガスによりボイラーで蒸気を作り、蒸気タービンで発電機を回すことにより発電する。<br>・　廃棄物熱利用：ごみを焼却する際の熱で高温高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回すことで発電する。<br>・　天然ガスコージェネレーション：発電機で電気を作る際に発生する熱も同時に利用して給湯や暖房に使うシステム。<br>・　燃料電池：水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発電する装置。 |
| | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 微生物が、水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど川は汚れていることになります。 |
| | 騒音規制法 | 工場及び事業所における事業活動並びに建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどの発生源対策・伝搬経路対策により、生活環境を保全し､国民の健康の保護に資することを目的とするもの。 |
| た | ダイオキシン類 | ダイオキシン類は塩素・酸素・水素・炭素の 4 元素が、一定の温度、圧力のもとで有機的に結合してできたもので、複数の異性体を持つ有機塩素系化合物の総称。発生源としては、廃棄物焼却炉、農薬中の不純物、PCB 製品などが挙げられます。毒性としては、塩素ざそう、発がん性、肝臓障害が指摘されています。 |
| | 窒素酸化物(NOx) | 物が燃える際に空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物が発生する。発電所や工場のボイラー、自動車のエンジンなどの高温燃焼の際に一酸化窒素（NO）が発生し、これが酸化されて安定な二酸化窒素（$NO_2$）となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて、窒素酸化物（NOx）と呼ぶ。窒素酸化物は呼吸器系など、人の健康に悪影響を与える。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。 |
| | 東京都環境確保条例 | 東京都が平成 13 年に東京都公害防止条例を改正し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」のこと。工場公害規制や自動車公害対策の充実強化、化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、環境への負荷の低減の取り組み、ディーゼル車の運行制限などが規定されている。 |
| | トリクロロエチレン | 有機塩素系洗浄剤で、主に金属機械部品などの脱油脂洗浄溶剤、印刷インキ溶剤として使用している。発ガン性など健康に影響があるとされている。地下水汚染の影響も心配されている。 |

| 五十音順 | 用　語 | 説　明 |
|---|---|---|
| な | ノーレジ袋運動<br>（エコスポット運動） | 品川区内の商店街で、レジ袋を断った方にコインを渡し、集めたコインを商品券と交換する運動。また、日ごろのリサイクルを促進するため、ペットボトル・空き缶を回収機に投入し、ポイントが貯まると商品券に交換できるエコスポット運動も実施。 |
| は | 廃棄物減量等推進員 | 品川区では、一般廃棄物の減量および適正な処理に関する熱意と識見を有する方々から、品川区廃棄物等推進員を委嘱している。<br>推進員は、一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、区の施策への協力その他必要な活動の施策への協力その他必要な活動を行っている。 |
| | バリアフリー化 | 高齢者や障害者が生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除いた、人にやさしい生活空間のあり方。 |
| | ヒートアイランド現象 | 都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。 |
| | フロンガス | 冷蔵庫などの冷媒、電子部品の洗浄などに広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。 |
| | 浮遊粒子状物質(SPM) | 大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 ミクロン以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻上げなどの自然現象によるものもある。<br>現在、ディーゼル自動車により排出される粒子状物質が健康被害の大きな原因の一つとして問題となっており、厳しい規制が導入されている。 |
| や | 有害化学物質 | 日本の大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。古くから問題となり規制の対象とされてきた、NOx や SO x などの大気汚染物質とは区別して用いられる。①金属及び半金属(カドミウム、水銀など)②吸入され得る鉱物繊維(アスベスト、グラスファイバーなど)③無機物の気体(フッ素、塩素など)④非ハロゲン化有機化合物(ベンゼン、多環芳香族など)⑤ハロゲン化有機化合物(塩化ビニル、ダイオキシン類など)に大別される。 |
| ら | 緑被率 | 土地全体の中で緑被地（樹林地、草地、水辺地、耕作地、公園緑地など、植物の緑で被覆された土地）が占める割合を単位面積あたりの百分率で示したもの。その土地の自然環境を示す指標として用いられる。 |
| | リユース、リサイクル | ・　リユース：再使用すること。<br>・　リサイクル：不用となった物をごみとせず、資源として再利用することにより、繰り返し活用・循環させること。 |

# ■環境方針

品川区は環境保全への取り組みを着実に進めるため、「ＩＳＯ１４００１」の認証を平成１３年９月に取得しました。

環境ＩＳＯを構築・運用していくための基本的な姿勢を示す「環境方針」を、下記のとおり定めています。

**環　境　方　針**

私たちのまち、品川は、幹線道路と鉄道網が縦横に走り、住居と工場、商店街が混在するにぎわいのあるまちとして発展してきました。

その一方で、豊かさを求め続ける私たちの生活は、環境に大きな負荷をかけてきました。自動車の排出ガスによる大気汚染やごみの大量排出による処分場のひっ迫など､私たちの生活が原因となって環境の悪化をもたらしました。さらには、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染など地球環境全体に及ぼす問題を生み出しています。

こうした中で、かけがえのない私たちのまちを、水と緑ゆたかなうるおいのあるまちとして、将来の世代に引き継いでいくためには、品川区と区民、区内事業者が、それぞれの役割を自覚し、ライフスタイルの改善や、環境に配慮した行動を起こすことが、強く求められています。

品川区は、その足がかりとなる区政運営の指針の一つとして、環境マネジメントシステムの構築、運用に取り組んでいくこととしました。

区民や区内事業者の皆さんとともに、良好な地球環境を次の世代に継承していくため、環境に配慮した区政を運営してまいります。

(1)地球環境保全に向けた、区の率先的取り組み

環境保全・改善に関する区の各種施策を総合的に推進管理し、良好な環境の創出や環境改善に努めます。

また、地域における一事業所として、環境関連法令等を遵守し、環境汚染の予防はもとより、省エネルギー、省資源、グリーン購入などに取り組むことにより、環境負荷の軽減等、地球環境の保全を図ります。

(2) 区職員の環境に対する意識の向上

環境マネジメントシステムの構築と運用に向けて、全職員が一丸となって取り組むことにより、職員の環境に対する意識の向上を図ります。

(3) 区民や区内事業者に対する働きかけ

区が率先して環境保全に取り組む姿勢を区民や企業等に示し、ごみ減量・リサイクルその他の環境への取り組みについて、区民や区内事業者に対し積極的に働きかけます。また、環境学習、情報提供等により、自律的な行動を起こす仕組みづくりに努めます。

これらの取り組みについて、品川区は、環境目的・環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、環境に配慮した事務事業の継続的な改善を進めます。

平成１３年２月２８日

品川区長　髙橋　久二

# ■環境計画策定懇談会委員名簿

| 氏　名 | 役　職　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 福岡　克也 | 財団法人　地球環境財団理事長・立正大学名誉教授 | 座長 |
| 野本　誠治 | 元東京都清掃局参事・前品川区環境清掃事業部長 | 副座長 |
| 馬田　英雄 | 品川区町会連合会会長 | |
| 石川　礼且 | 東京商工会議所品川支部評議員 | |
| 島　敏生 | 品川区商店街連合会・事業委員長 | |
| 土屋　智英子 | 品川区消費者団体連絡会代表 | |
| 西川　宗男 | 品川区立中学校ＰＴＡ連合会会長 | |
| 関内　徳二郎 | 品川区立小学校ＰＴＡ連合会会長 | |
| 荻原　眞帆子 | 公募区民 | |
| 大口　賢一 | 公募区民 | |
| 橋本　恭子 | 公募区民 | |
| 山本　桂香 | 公募区民 | |

# ■検討経過

| 回　数 | 年　月　日 | 主　な　議　題 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成 14 年 7 月４日 | ・検討事項の附議<br>・懇談会の運営および検討事項について<br>・策定スケジュール |
| 第２回 | 平成 14 年８月２８日 | ・環境計画の位置づけについて<br>・区の概要及び環境関連の現況と課題について<br>・環境計画施策体系の内容について |
| 第３回 | 平成 14 年１１月８日 | ・環境意識調査結果の概要について<br>・環境計画（案）（中間のまとめ）の審議について |
| 第４回 | 平成 14 年１２月６日 | ・中間のまとめの内容について |
| 第５回 | 平成 15年1月３１日 | ・中間のまとめに関する区民の意見集約について<br>・環境計画の内容について<br>・資料編の内容について |
| 第 6 回 | 平成 15年 3 月 27 日 | ・環境計画の内容について |
| 第 7 回 | 平成 15 年 5 月 8 日 | ・行動編の内容等について |
| 第 8 回 | 平成 15 年 7 月 3 日 | ・環境計画（案）について |
| 第 9 回 | 平成 15 年 8 月 27 日 | ・環境計画の策定について |